

平成 2 9 年 3 月 1 3 日

平成 2 9 年 3 月 1 5 日

平成 2 9 年 3 月 1 6 日

平成 2 9 年 3 月 1 7 日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 平成29年3月13日(月) 午前10時00分開会
午後 3時48分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、野畑直委員、
中面幸人委員、大田重男委員、濱崎國治委員、
濱之上大成委員、山田勝委員、岩崎健二委員、
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係 大漉 昭裕
- 6 説 明 員
- ・議会事務局
局 長 松崎 裕介 君 次 長 平石 龍喜 君
 - ・監査委員会事務局
局 長 川畑 幸博 君
 - ・選挙管理委員会事務局
局長(兼) 川畑 幸博 君 係 長 別府 輝雄 君
 - ・会計課
課 長 内園 久仁代 君 課長補佐 久保田真一郎 君
 - ・総務課
課 長 山下 友治 君 課長補佐 尾塚 禎久 君
係 長 牟田 昇 君 係 長 前田 敏 君
係 長 中尾 隆樹 君 係 長 寺地 英兼 君
 - ・総務課消防係
参 事 的場 博俊 君 係 長 牛之濱 宏信 君
 - ・税務課
課 長 川畑 宏之 君 参 事 野崎 清二 君
課長補佐 垂 義継 君 係 長 大下本 護 君
係 長 大田 省吾 君
 - ・企画調整課
課 長 早瀬 則浩 君 参 事 小泉 智資 君
課長補佐 池田 英人 君 係 長 本蔵 雄一 君
 - ・生きがい対策課
課 長 山元 正彦 君 課長補佐 牛濱 美紀 君
係 長 山下 理恵 君 係 長 迫田 勝広 君
係 長 新町 博行 君 係 長 寺地 克己 君
園 長 永田 靖子 君
 - ・健康増進課
課 長 児玉 秀則 君 課長補佐 牧尾 浩一 君
係 長 竹原 美佐子 君 係 長 勢屋 伸一 君

係 長 新 町 勝 利 君 係 長 中 川 洋 一 君

7 会議に付した事件

- ・ 議案第 27 号 平成 29 年度阿久根市一般会計予算
- ・ 議案第 28 号 平成 29 年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- ・ 議案第 30 号 平成 29 年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- ・ 議案第 31 号 平成 29 年度阿久根市介護保険特別会計予算
- ・ 議案第 32 号 平成 29 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

8 議事の経過概要
別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

おはようございます。ただいまから予算委員会を開会いたします。さる3月3日の本会議において、本予算委員会に付託されました案件は、議案第27号 平成29年度阿久根市一般会計予算、議案第28号 平成29年度阿久根市国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成29年度阿久根市簡易水道特別会計予算、議案第30号 平成29年度阿久根市交通災害共済特別会計予算、議案第31号 平成29年度阿久根市介護保険特別会計予算、議案第32号 平成29年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成29年度阿久根市水道事業会計予算、以上7件であります。

初めに本委員会の日程について、先の委員会で決したとおり、本日と15日、16日及び17日までの4日間ではありますが、お手元に配付してあります審査日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、現地調査につきましては、準備等の都合により、16日の各課の審査終了後にお諮りいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、各委員に申し上げます。質疑は一問一答方式とし、議題外に渡らず、簡潔明瞭とし、また、質疑はページ数と、款、項、目等を言ってからされるようお願いいたします。

それでは日程表にしたがい、議案第27号 平成29年度阿久根市一般会計予算を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。議会事務局の出席をお願いします。

(議会事務局入室)

○議案第27号 平成29年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

それでは、議会事務局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭をお願いいたします。

松崎議会事務局長

議案第27号中、議会事務局の所管に関する事項について、御説明申し上げます。

平成29年度一般会計予算書の36ページをお開きください。第1款1項1目議会費の29年度予算額は、1億3,302万2,000円となっており、28年度と比較しまして、58万8,000円の減額となっております。各節ごとに主なものについてご説明します。1節報酬5,415万8,000円は、議員16名の議員報酬及び嘱託職員1名の報酬です。2節給料1,677万9,000円は、職員4名分の給料であり、3節職員手当等2,614万1,000円は、一般職期末勤勉手当708万2,000円、議員期末手当1,634万5,000円が主なものです。4節共済費2,572万6,000円は、一般職職員共済組合負担金535万3,000円、議員共済会負担金2,002万7,000円が主なものです。9節旅費476万7,000円は、議長及び常任委員会の所管事務調査等の費用弁償、職員の随行旅費が主なものです。10節交際費は42万円を計上しました。11節需用費229万8,000円は、議会だよりの印刷製本費131万6,000円が主なものであり、そのほか現行法規等の追録代、事務用品等です。12節役務費18万6,000円は、郵便料・電話料等が主なものです。

13節委託料162万6,000円は、会議録反訳製本業務の委託料です。19節負担金補助及び交付金84万1,000円は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の負担金61万3,000円、会議出席負担金14万8,000円が主なものです。次に歳入について31ページをお開きください。19款5項4目、雑入、20節、雑入、1行目の雇用保険料のうち、6,000円が事務局嘱託職員分です。

以上で説明を終わりますが、御審議をよろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

事務局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。
(議会事務局退出、監査事務局入室)

牟田学委員長

次に、議案第27号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について簡潔明瞭にお願いします。

川畑監査事務局長

おはようございます。それでは、公平委員会及び監査事務局所管分について御説明いたします。まず、公平委員会費から御説明いたします。予算書の44ページをお開きください。2款1項10目、公平委員会費の当初予算額は47万3,000円で、前年度と比較して6万9,000円の増となっております。では、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節、報酬の11万1,000円は、公平委員3名分の各種総会及び委員会等出席時の報酬であります。9節、旅費の29万7,000円は、全国公平委員会連合会本部研究会ほか各種会合等へ出席するための委員及び職員の旅費が主なものであります。

19節、負担金補助及び交付金の5万9,000円は県及び全国の公平委員会連合会への負担金及び各種会合の出席負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。予算書の53ページをお開きください。2款6項1目、監査委員費の当初予算額は、1,543万8,000円で、前年度と比較して130万3,000円の減となっております。減額の主な理由は、人件費の減が主なものあります。では、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節、報酬の166万6,000円は、監査委員2名分の報酬であります。2節、給料から4節、共済費は、職員2名分の人件費であります。9節、旅費の47万7,000円は、諸研修会及び総会等への出席旅費及び費用弁償が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金の4万5,000円は、予算書に記載してあるとおり、九州各市監査委員会ほかの負担金及び会議等の出席負担金であります。歳出については以上であり、歳入についてはございませんでした。以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく御願いいたします。

牟田学委員長

局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

53ページの、2款6項1目の説明の中で、今年度、去年に比べて、130万3,000円減になっているこの理由として、人件費の減ということですが、これは何かこの減の原因は何でしょう。

川畑監査事務局長

先ほども職員の人件費ということで説明したところなんですが、昨年度末の職員の配置と、それと今年度末の職員の配置で、職員のそれぞれ給与と職員手当と違っておりました、その時の予算額、給与に応じて違って来たということになっております。以上です。

牟田学委員長

はい、いいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会係長 入室)

次に、議案第27号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。局長の説明を求めます。

川畑選管事務局長

それでは、選挙管理委員会事務局所管分について、御説明いたします。予算書の51ページをお開きください。2款4項1目、選挙管理委員会費の当初予算額は、1,004万9,000円で、前年度と比較して20万5,000円の減となっております。では、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節、報酬の180万8,000円は、選挙管理委員4名分の報酬であります。2節、給料から4節、共済費は、職員1名分の人件費であります。19節、負担金補助及び交付金の6万4,000円は、予算書に記載してあるとおり、九州都市選挙管理委員会連合会ほかへの負担金及び会議出席負担金であります。次に、2目、選挙啓発費の当初予算額は15万6,000円で、前年度と比較して6万円の減となっております。節ごとに主なものについて、御説明いたします。8節、報償費の7万円は、明るい選挙推進協議会委員の各種総会及び選挙出前授業等への出会謝金であります。次に、予算書の52ページをお開きください。19節、負担金補助及び交付金の8万3,000円は、県明るい選挙推進協議会出水支会の常時啓発負担金分であります。以上で、歳出を終わりました、歳入について御説明いたします。予算書の27ページをお開きください。14款3項1目、総務費委託金、4節、選挙費委託金1,000円は、在外選挙人名簿登録事務委託費として予算計上したものであります。

以上で、説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

牟田学委員長

局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中 選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選管事務局退出、会計課入室)

牟田学委員長

委員の皆様申し上げます。竹原委員に今、連絡が取れまして、今から来るそうですのでよろしくお願いたします。

向こうから連絡がきて、日程の勘違いだということです。

牟田学委員長

次に、議案第27号中、会計課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について、簡潔明瞭にお願いします。

内園会計課長

それでは、会計課所管に係る歳入歳出予算について、歳出から説明いたします。予算書の40ページをお開きください。第2款、総務費、1項、総務管理費、6目、会計管理費の総額は48万5,000円で前年度に比較して、3,000円の増額であります。それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。まず、9節、旅費、5万7,000円は、鹿児島県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会への参加旅費が主なものであります。次に、11節、需用費の13万3,000円は、図書追録代ほか事務用品代であります。12節、役務費の24万2,000円は、口座振込みでの支払いに係る伝送システム利用手数料及び金融機関への窓口収納手数料が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金の5万3,000円は、県都市会計管理者会の年間負担金1万円のほか、会計事務研修会参加負担金が主なものであります。次に、123ページをお開きください。第12款1項、公債費、2目、利子、23節、償還金利子及び割引料のうち、会計課所管分は94万円で歳計現金に不足が生じた時に借入する一時借入金の利子であります。

次に歳入について、御説明いたします。31ページをお開きください。第19款、諸収入、2項1目、市預金利子、1節、預金利子の19万1,000円は、歳計現金及び歳計外現金の運用利子であります。以上で、会計課所管の事項について説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(会計課退出、総務課入室)

牟田学委員長

次に、議案第27号中、総務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第27号のうち、総務課の所管に関する事項について御説明いたします。はじめに、予算書の37ページをお開きください。歳出から御説明いたします。第2款、総務費、1項1目、一般管理費の5億7,389万9,000円は、退職手当に係る県市町村総合事務組合負担金の減により、前年度より3,141万2,000円の減額となりました。それでは、節ごとに主なものにつきまして御説明いたします。1節の1,879万8,000円は、77集落の行政事務連絡員の報酬1,334万8,000円と電話交換・放送業務等嘱託員3人分の報酬526万円がその主なものであります。次に、2節から4節までは、特別職2人と職員49人分の人件費であります。3節の中には、特別職及び一般職員の退職手当に係る県市町村総合事務組合負担金、1億7,643万7,000円が含まれております。7節の141万6,000円は、事務補助として雇用する予定の臨時職員の賃金であります。8節の37万9,000円は、市民表彰式の経費が主なものであります。次の38ページになりますが、9節の675万9,000円は、特別

職を含む職員の旅費であり、この中には、県との人事交流及び平成29年度から後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員の2名分の経費も含まれております。10節の120万円は、市長等が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費であります。11節の79万5,000円は、参考書籍の追録代が主なものであります。12節の182万8,000円は、郵便料・電話料のほか、市が主催する行事等における傷害等を補償する市民総合賠償補償保険料が主なものであります。13節の434万7,000円は、職員の健康診査業務ほか、顧問弁護士の委託料や産業医健康管理業務委託料等を計上したものであります。19節の3,166万7,000円は、市長会や地域安全活動としての阿久根地区防犯協会への負担金、県からの派遣職員に係る負担金のほか、区長会等への運営費補助が主なものであります。次の39ページになりますが、25節の1,002万5,000円は、職員の退職手当準備基金へ利子相当分2万5,000円を含めて積み立てようとするものであります。次に、2目職員研修費の248万6,000円は、前年度比4万7,000円の増であります。このうち、13節の59万4,000円は、職場の活性化を目指すための研修業務委託料と、人事評価制度に係る評価者研修業務委託料であります。19節の59万5,000円は、職員研修を委託している県市町村職員研修協会や市町村アカデミーなどへの中央研修負担金であります。次に、3目、広報費の673万9,000円は、広報誌の印刷費などの節減により、前年度よりも119万4,000円の減額となりました。11節の446万4,000円は、広報誌発行に係る費用が主なものであります。12節の86万円は、近畿・東海・関東各阿久根会への広報誌郵送料などであります。19節の118万8,000円は、各区への放送施設の維持管理や新規の区加入世帯に対する戸別受信機設置に係る補助金が主なものであります。次に、40ページになりますが、4目、文書費の593万5,000円は、前年度比21万9,000円の減であります。このうち、1節の21万3,000円は、行政不服審査会委員3人分の報酬であります。11節の75万9,000円は、官報や書籍追録代、議案書等の印刷製本費が主なものであります。13節の134万円は、例規集のデータ更新や追録発行に係る委託料であります。14節の358万7,000円は、例規執務システム使用料と印刷機やプリンター複合機等のリース料であります。次に、7目、財産管理費のうち、公用車の管理に係る事務は総務課が所管しており、11節では公用車の消耗品や燃料代、修繕料を、次の41ページの13節では公用車運行管理業務費を、27節では公用車の車検時の重量税をそれぞれ計上しております。次に、45ページになりますが、13目、交通安全対策費の323万7,000円は、前年度比8万円の増であります。このうち、1節の181万7,000円は、交通安全対策会議委員2人と交通安全専門指導員1人の報酬であります。4節の30万7,000円は、交通安全専門指導員の社会保険料であります。8節の20万3,000円は、交通安全協力員への謝金のほか、交通安全作文標語コンクールの経費などであります。次の46ページの11節の23万8,000円は、新入学児童安全帽子、ランドセルカバー、交通安全啓発チラシ印刷代が主なものであります。なお、新入学児童として160人分を計上いたしております。13節の9万8,000円は、高齢者体験交通安全教室事業を市内の自動車教習所に委託して実施するものです。19節の50万3,000円は、阿久根地区交通安全協会等への負担金であります。次に、16目、庁舎管理費の6,840万1,000円は、庁舎防災用非常発電設備の改修工事費を計上したことから、前年度比3,390万円の増となりました。1節の181万円は、庁舎・公用車管理員の

報酬であります。4節の36万1,000円は、庁舎・公用車管理員及び庁舎警備員の社会保険料であります。7節の490万8,000円は、庁舎警備員3名分の賃金であります。11節の1,544万4,000円は、庁舎の電気・水道等の光熱水費と冷暖房用の燃料代が主なものであります。13節の981万7,000円は、説明欄に記載の庁舎管理業務に要する委託料であります。次の47ページの強度検討業務は、発電機の改修等に当たり庁舎の床の強度について計算等の検討を行うものであります。14節の90万円は、トイレ衛生器具の借上料であります。15節の3,399万6,000円の主なものは、機械棟2階にある非常用発電施設の改修工事費であります。18節の82万円は、庁舎1階のトイレへの温水便座の購入が主なものであります。次に、17目、電算管理費、1億170万2,000円は、マイナンバー制度に伴うネットワークシステムのセキュリティー強化に係る整備費用の増により、前年度よりも1,262万円の増額となりました。11節の1,018万1,000円は、電算機器の修繕やプリンタートナーなど消耗品購入費が主なものであります。12節の688万5,000円は、市役所本庁と支所・出張所、各小中学校等外部施設を接続している通信回線費及びインターネット接続料などが主なものであります。13節の2,237万8,000円は、電算システムの保守等に係る委託料であります。マイナンバー制度に伴うネットワーク強靱化に係る機器及びシステムの追加による保守費用の増により前年度より増額となりました。次の48ページの14節の3,988万は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料が主なものであります。この中にはマイナンバー制度に伴うネットワークシステムのセキュリティー強化に係る費用等が含まれております。19節の2,057万6,000円は、説明欄に記載の総合行政ネットワーク負担金や、電算システムサポート負担金が主なものであります。次に、2項、徴税費、1目、税務総務費の総務課所管に係るものは、1節の4万2,000円、次の49ページの9節の6,000円、19節の2,000円であり、これらは固定資産評価審査委員会委員の報酬及び委員等の研修に係る経費であります。次に103ページをお開きください。第9款、消防費、1項4目、災害対策費の2,587万7,000円のうち、総務課所管分は2,387万7,000円であります。1節の12万9,000円は、防災会議委員と国民保護協議会委員報酬であります。3節の100万円は、災害対応時における職員の時間外勤務手当であります。7節の5万8,000円は、災害対応時の臨時職員賃金であります。9節のうち、総務課所管分は78万5,000円であり、防災会議委員及び国民保護協議会委員の費用弁償のほか、市町村広域災害運営協議会への参加旅費が主なものであります。11節のうち、総務課所管分は121万円であり、災害時に必要な消耗品や防災行政無線の電気代、災害時避難者への食糧や修繕料が主なものであります。12節の38万5,000円は、県の防災行政無線に係る衛星携帯電話使用料や施設損害保険料が主なものであります。13節の1,818万8,000円は、市防災行政無線のデジタル化事業の設計業務が主なものであります。これは、現在のアナログ方式による防災行政無線設備をデジタル化するため、設計業務を委託実施しようとするものであり、実施設計に基づいて、今後整備を行うこととしております。14節のうち、総務課所管分は24万円であり、災害対策に係る車借上料及び防災行政無線中継局の土地使用料のほか、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用し、原子力防災訓練時のバス借り上げ料を予算計上したものです。19節の282万5,000円は、説明欄に記載のとおり協議会等への負担金及び県防災行政無線再整備事業に係る負担金が主なものであり

ます。

以上で歳出を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明いたします。20ページにお戻りください。まず第12款、使用料及び手数料、1項1目、総務使用料、1節、総務管理使用料のうち、総務課所管分は、庁舎使用料81万円であり、金融機関や職員団体などの庁舎使用料であります。次の21ページになりますが、2項1目、総務手数料、1節、総務管理手数料の地縁団体証明、公文書閲覧等、り災証明はそれぞれ1,000円ずつを費目計上いたしております。次に、27ページになりますが、第14款、県支出金、2項8目、消防費県補助金、1節、消防費補助金の116万円は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金であり、緊急時対策調査・普及等事業に充当しようとするものであります。次の3項、委託金、1目、総務費委託金、1節、総務管理費委託金の6万円のうち、総務課所管分は市町村権限移譲交付金の2万円であり、新たに生じた土地の確認に関する事務に対する県からの交付金であります。次に、28ページになりますが、第15款、財産収入、1項1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入のうち庁舎の143万9,000円は、飲用自動販売機の設置に係る庁舎貸付料であります。次の29ページになりますが、2目、利子及び配当金のうち、明欄の上から5行目の退職手当準備基金利子として、2万5,000円見込計上しております。次に、31ページからになりますが、第19款、諸収入、5項4目、20節、雑入の総務課所管分のうち主なものについて御説明いたします。32ページになりますが、説明欄の下から13行目の水道課光熱水費は、水道課の使用に係る光熱水費を徴収しているもので、12万円を計上いたしております。その6行下の県政かわら版配布手数料は、県から交付されるもので、19万2,000円を計上しております。次の33ページになりますが、上から5行目の水道課貸与パソコン使用料19万3,000円は、水道課に貸与しているパソコン等の使用料であります。また、その6行下の職員退職手当一部負担金は、北薩広域行政事務組合での勤務歴がある職員の退職に係る同組合の負担分であります。その下の広報あくね広告料48万円と、その下のホームページ広告料36万円は、広告料をそれぞれ計上したものであります。その3行と4行下の職員給与費等負担金は、後期高齢者医療広域連合へ1名、県へ2名、それぞれ派遣する職員の給与等に係る広域連合及び県の負担金であります。その5行下の庁舎案内板広告料11万3,000円は、庁舎入口に設置している庁舎案内板の広告料であります。次に、34ページになりますが、第20款、市債、1項1目、総務債、1節、総務管理債のうち、本庁舎防災用発電設備改修事業債3,150万円は機械棟2階にある非常用発電施設の改修工事費に、また、次の35ページの8目1節の消防債の1,700万円は防災行政無線のデジタル化事業に、それぞれ充当しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

(竹原信一委員入場)

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

広報の100万以上の減額というのはどのような工夫をしたことによって。

牟田学委員長

何ページの何款何目。

竹原信一委員

ページわかんない、そっちで調べて。

山下総務課長

広報費の100万円の減額の主なものは、広報誌発行の、この間の実績を見て、広報誌の発行が入札によって減額になっていることが一つでございます。それから広報誌の発行する発行対象者数、市外の阿久根会等に送っておりますけれども、その発送数の減が主なものでございます。

竹原信一委員

紙面の変更ということはないわけですね。大変今の状況は贅沢な感じがしてるわけですけど。

山下総務課長

基本的に紙面の変更はないと考えております。

竹原信一委員

それから、デジタル化、防災無線の方の。設計に対してそのお金がいるというのはどのような設計が必要なんでしょうか。例えば装置を替えるだけなのに設計なんていらんわけですよ。何の設計をするんですか。

山下総務課長

現在の防災行政無線はアナログ方式での防災行政無線です。これをデジタル化するために整備を行おうとするものですが、デジタル化に際しては、この区域内において電波の飛び具合がどのようになるのか。こういった調査をした上で、例えば中継局がどれくらい必要になるのか、市内の屋外拡声子局はいくらになるのか、こういった設計が現在とは異なった形で必要になってまいりますので、設計業務を委託しようとするものでございます。

牟田学委員長

委員の方に言います。質問の際は、ページ、款、項、目を言ってください。

白石純一委員

47ページ、2款1項16目15節、庁舎防災用発電設備改修工事ですけども、これは何時間、非常用停電時は何時間の作動のものでしょうか。

山下総務課長

発電容量が80キロワット、軽油190リットルを満タンで理論計算上、6時間から7時間の稼働が可能であるとされております。

白石純一委員

昨年来、私が要望しております庁舎内、本館1階の蓄電池が万が一、水害、水没時は作動しなくなるので、それも2階に上げてほしいという要望をしておりますけれども、そちらが万が一蓄電池が使えないとき、そしてこれが今回の発電設備が役に立つということを想定されていると思うんですが、1階部分が機械棟、並びに本庁舎1階部分が水没したとしても、この発電設備によって庁舎内あるいは機械棟の2階以上への6時間から7時間の電力供給が、支障なく行われるということでしょうか。

山下総務課長

1階と太陽光蓄電池と1階に置いてある発電機が仮に水没した場合に、支障なくすべての業務がこの稼働時間で可能になっていくかとお尋ねでございますけれども、一部の施設については使用制限等、場合によっては出てくるのかなと思っております。住民サービスに支障のない部分においては優先的にこの電力を供給して、まず優先順位を定

めて稼働していくことになるのかなというふうに考えております。

白石純一委員

私がお伺いしたかったのはですね、1階が水没することによって、2階からこの2階の発電設備から、各所に供給されるシステムがダウンすることはないということによろしいのでしょうか。

山下総務課長

現在考えておりますのは、今回の改修工事で既存の機械と1階の非常用発電機は現在主に1階フロアをカバーしております。新規に設置するこの2階の発電機で2階3階フロアをカバーすることを想定しておりますが、仮に1階が水没した場合には、この切り分けを行いながら、1階等へも電気を供給するような仕組みを考えていく必要があると思います。現状では2階、3階フロアを停電時にはカバーすることを想定して、整備をしようとするものであります。

白石純一委員

この工事によってそれが確実に、今の時点では2階3階以上は確実に仮に水没しても2階3階以上には電力が供給されるということを確認したかったんですが、それによろしいのでしょうか。

山下総務課長

整備の想定としては、2階3階フロアをカバーすることを中心として、整備していきたいと考えております。

竹原恵美委員

46ページの2款1項13目13節、委託料です。高齢者体験交通安全教室事業ですが、計算の根拠、この金額の根拠や委託先など教えてください。

山下総務課長

この事業は市内の2か所の自動車教習所に委託実施しようとするものでございます。根拠といたしましては、一人当たり単価を3,000円といたしまして、30人の参加を見込んで算出したものでございます。

竹原恵美委員

それでは実行されたあとは、人数によって修正かかるという内容ですね、と理解していいですか。

山下総務課長

予算時においては30人を見込んで計上しております。実績においては、その実績に応じて額は確定してくると考えております。

山田勝委員

総務課長ね、予算に関してね、あなた方の働く予算に関して言うんですが、特別具体的な話じゃないですよ、この、私は先日ね、市長との市長の一般質問の、じつと聞いてですね、特にグランビューの問題、阿久根高校の問題についてはほとんど遅々として進んでない。でも誰が担当しているのかって言えば、総務課長が担当してる話が聞くんだよな、総務課長が。だから内に外にあなたに対する批判は非常に厳しい、なかなか進まない。だから、誰がするのか、あなたが市長を止めてるのか。こんままじゃいなかよと思うから言うんですよ、阿久根高校についてもグランビューについても。全然見えてこない、噂はある。どこが担当してるのか。どうやら総務課長らしいと、いう噂。あなたの責任において市長に止めてるんじゃないかなと思ってるんですが、あなたはど

う思ってるの。

山下総務課長

旧国民宿舎跡地の活用と阿久根高校跡地の活用についてのお話でございましたが、旧国民宿舎跡地の活用については、現在所管は財政課でございます、旧阿久根高校跡地の活用については所管が企画調整課でございます。ただいま、私が何か活用を止めているとの趣旨のお尋ねでございましたが、そのご指摘については私は不明なところでございます。

山田勝委員

私は全然知らないから、現実には財政課と企画調整課が担当しているということなんです。

山下総務課長

庁内協議の中ではもちろん私も加わることはございます。ただ所管としては財政課あるいは企画調整課が所管とされております。

山田勝委員

なんで、こういう話をするかということですね、遅々として進まない。現実にはあなたはそういうものをね、庁内協議の中で中心としてする立場にあるでしょ。それをあなたが止めてるんじゃないかな。勝手なことをするとか何とか言ってるんじゃないかなという気を、内でも外でも受けるもんですからね。それでは進まないじゃないかと思うんですよ。でも現実には市長がちゃんと指示してるけど、あなたには全然関係ないと。なら、財政課と企画調整課に一応振ってあるんだと、こういうことですね。

山下総務課長

関係ないということではなくて、所管としては財政課と企画調整課であり、この活用を協議する庁内協議の中には私も加わって、活用の推進に向けた協議を行ってきた経緯がございます。私が何かその止めているとか、そういったご指摘については私としては承知をしていない、存じ上げないところでございます。

山田勝委員

あなたは承知していないというかもしれない、そういう話を聞くよと。あなたはまとめる立場にあるんだから、やっぱり少しは前に向けるような方法でしていきたくない。もうその話が出てから何か月なるじゃないですか。何年になるじゃないですか。このままでは絶対いかんですよというから、言うんですよ。だからあなたに言うのはそういう中で、いや私は担当課が決まって彼らがやっていますて言えばそれでいいんですよ。彼らに聞くんだから。

山下総務課長

もちろん私も庁内協議の中で積極的な推進のためのいろんな協議の場には加わっておりますので、今委員がご指摘になられたことは私も受け止めて、積極的な1日も早い活用が出来るように庁内協議等で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

山田勝委員

事業としては載ってないんだけどね、あなたがもらってる給料も一つの中ですからね。これはどの職員も同じですよ。自分のもらってる給料の中でせないかん仕事ですから。これには載っていないじゃ通らないんですよ。そういうことでね、またそれなりの課にまたしますけれどもね、このままじゃいかんと思うからですよ。そして、市長はね私の勘で非常にあなたを信頼している。前に進めるも、後ろに引っ張るもあなたが握ってる

のかなという気がせんでもない。このままじゃいかんと思うから言うんですよ。以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止します。

○議案第30号 平成29年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第30号を議題とし、審査に入ります。総務課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第30号について御説明いたします。始めに、特別会計予算書の65ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額を462万1,000円と定めるものであり、前年度と比較して82万9,000円の増額であります。

次に、72ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第2款1項1目、事業費は460万4,000円ですが、節ごとに主なものを申し上げます。1節の1万9,000円は、交通災害共済審査委員会委員の報酬であります。8節の36万円は、各区長に対する会費取りまとめ謝金であります。11節の16万4,000円は、加入申込書の印刷費が主なものであります。12節の22万4,000円は、郵便料と金融機関の収納手数料であります。19節の383万5,000円は、会員の交通事故に係る見舞金277万1,000円と街路灯整備事業補助金100万円が主なものであります。これは、交通災害共済基金の現在高が多額になっている現状に鑑みて、平成29年度から、一方では、交通災害共済の共済見舞金の額を引き上げて直接的な基金活用を図るとともに、他方では、共済の運営に支障がない場合に、交通安全意識の向上その他交通安全を推進するため必要な事業に活用しようとするものであります。具体的には、見舞金については、入院の場合、1日1,000円を1,200円に、通院の場合、1日800円を1,000円に、限度額20万円を24万円に、それぞれ引き上げることとしております。また、街路灯整備事業補助金は、現在、阿久根市防犯組合が管理している防犯灯を、交通安全に資する街路灯と位置付け、そのLEDに改修する経費を補助しようとするものであります。次に、第2款1項1目、基金積立金の1万7,000円は、主に基金利子を見込み積み立てようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明いたします。71ページにお戻りください。第1款1項1目、共済会費の360万2,000円は、75歳以上の会員を3,164人、その他の会員を8,136人、合計で1万1,300人と見込み計上したものであります。次に、第2款、財産収入、1項1目、利子及び配当金の1万6,000円は、基金利子であります。次に、第3款、繰入金、1項、交通災害共済基金繰入金の100万円は、街路灯整備事業補助金に基金を活用しようとするものであります。なお、この繰入れ等により、基金の現在高は、7,758万円余りと見込まれます。最後に、第4款、繰越金と第5款、諸収入の1項、市預金利子、2項、雑入はそれぞれ1,000円を計上しております。以上で説明を終わりますがよろしく申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

72ページですね、1款1項1目の19節の中で、ちょっと説明がございました街路灯整備事業ですけれども、今、各集落なんかですね、例えば従来の街路灯が切れた時点でですね、LEDに交換しようとしてるんですけど、これなんか100万円予算を見てありますけれども、集落においては年間に何灯とかそういう規制があるんですかね。

山下総務課長

集落が設置する防犯灯につきましては、市から補助を受けた防犯組合が、それぞれの区に補助金を交付しております。LEDに改修する場合にも定額の補助がされております。この場合の灯数についての制限はございませんが、年間予算が、年間の防犯組合の予算額を上回るような場合には、翌年度にまわして補助をしているという実態がございます。

中面幸人委員

それであれば、補正なんか組まないで、1年で、予算内で処理してしまうと。それ以外については翌年度に延ばすということなんですね、了解です。

山田勝議委員

防犯灯についてですね、あなた方は仮にですよ、防犯組合に補助をして防犯組合の事業としてやると、こういうことですよ。例えば、なら今回の場合は、防犯組合に補助して、今回の場合は1灯に幾らずつ補助するんですか。

山下総務課長

若干今回の制度についてご説明申し上げたいと思いますが、今回の100万円は、防犯組合で管理する防犯灯25灯ございますけれども、これは集落の防犯灯とは別に区と区の境で、どこの集落でも対応が出来ないような箇所に、防犯組合が電気代を負担して管理している防犯灯が25灯現在ございます。これについてLEDに改修していく費用として今回この特別会計の中で街路灯整備事業ということで、補助をしようとしております。今回は1灯につき20万円ほどの額を見込んで、5灯ほど29年度は整備をしたいというふうに考えているところであります。

山田勝議委員

なら、その防犯灯はそもそも幾らかかるんですか、1灯に。

山下総務課長

29年度見込んでいる防犯灯につきましては鋼管柱の設置、既設の防犯灯の取り外し、それからコンクリートでの施工の補強、こういったことを予定しております、大体1灯に最大で20万円ほどの額を見込んでいるところでございます。

山田勝議委員

なら、20万円ほどの額に20万円補助すればですね、それだけで足るんですか、どうなんですか。

山下総務課長

今回は100万で5灯見込んでおりますので、防犯組合に全額整備費用を補助しようと、このように考えております。

山田勝議委員

防犯組合はね、防犯組合はほかにどんな収入があるんですか。

山下総務課長

防犯組合の主な収入としては、一世帯定額で幾らという形で各集落ごとに集めた防犯

組合費がございます。これが主な収入であります。それから市からの運営補助、こういったことを主な収入としております。

山田勝議委員

私はわかるんですよ。例えば集落に防犯灯を作ればこれだけ市が補助をしてくれますよと、あとは区で全部せないかんですから。結果としては、区が全部するわけですから、補助金外についてはね。区がするわけでしょ、区がお金を、それぞれの区で調達して事業を進んでいきますよ。でもあなたが言う今回の場合は、20万円防犯組合に補助金を出して、20万円かかってそれでチャラでしょ。だからなんでそういう面倒なことをせないかんのじゃないのかなと思うだけです。防犯組合を別に作ってですね、さも防犯組合でつくったかのようにするけど、現実には防犯組合じゃなくて阿久根市がするわけでしょうが。

山下総務課長

少し、現在どんな防犯灯があるかについての説明からさせていただきたいと思いますが、防犯灯には集落で設置をして集落で管理をする、電気代も負担する防犯灯がございます。これとは別に、防犯組合自体が設置する防犯灯が25基ございます。これは先ほど申し上げましたように、区と区の境にあって、常時暗く、通学路であるような場所に、防犯組合が自ら設置をして、電気代を負担しているものでございます。今回整備しようとするのは、各集落で管理している防犯灯ではなくて、区と区の境にある25灯の防犯灯をLED化に改修するため、29年度は25灯のうち、5基分を改修する。それは防犯組合の施設の改修ですので、その改修に必要な経費を市が助成をすると、こういう制度を作っていこうということでございます。

山田勝議委員

それはわかりますよ。あんたがそんなに言わなくてもですね。でも現実には防犯組合といってるけど、全部阿久根市の責任においてするわけでしょ。そういうのに何も防犯組合の物だと言わんでも、阿久根市がする部分でいいのじゃないですかということだけです。誰があんた防犯組合に補助します、この分については阿久根市が全部します、この分については集落がしますよというのではね、私は何もそこまで防犯組合って言わなくてもね、言って逃げなくてもいいと思いますよ。私に言わしたら何のことはない、阿久根市が責任のもってやるのに、仮に防犯組合があんたたちが全部作ったのをですねやったときには、あるいは倒れて事故したとき、全部阿久根市が責任を持つわけでしょ。ところが集落の分については、危ない分については、集落分があんなかでこあどげんかせないかなあってやりますよ責任をもって集落です。でもあんたが今言うそういう分については、その区と区の間とかどうしても集落にだけ任せられない部分については阿久根市がちゃんとすればいいじゃないかと思うから、防犯組合に補助してってそこままでまわって説明せないかんなあとおるだけのことですよ。別にそれが公務員の口調やってよかとなもうそいで。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第30号について、審査を一時中止いたします。

この際暫時休憩します。

はじまりは20分から行います。

(総務課退出)

(休憩 11:10～11:20)

(総務課消防係入室)

○議案第27号 平成29年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

休憩前に引き続き会を開きますが、委員の皆様にもう一度言います。質疑をされる方は、ページ、款、項、目を言ってから質疑をお願いいたします。それと、生理的以外はむやみに席を立たないでいただきたいと思います。生理的以外は。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

次に、議案第27号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。参事の説明を求めます。

的場消防参事

それでは、議案第27号のうち、総務課消防係所管分について御説明申し上げます。

予算書の101ページをお開きください。歳出から、その主な事項について御説明いたします。第9款1項1目、常備消防費は、3億3,576万6,000円ですが、高規格救急自動車に係る購入経費等が増えたこと等により、前年度比5,105万6,000円の増額となっております。19節、負担金補助及び交付金2億9,181万1,000円は、阿久根地区消防組合への負担金であります。次に、2目、非常備消防費、5,416万1,000円ですが、前年度比1,320万8,000円の減額となっております。減額の主なものは、普通消防積載車2台分の購入経費等の減額であります。1節、報酬、1,200万8,000円は、消防団員224人分の報酬であります。5節、災害補償費、158万円は、消防団員に係る遺族補償年金と公務災害における療養、休業補償費であります。8節、報償費、533万5,000円は、消防団員退職報償金500万円が主なものであります。9節、旅費1,815万8,000円は、消防団員の費用弁償として1,792万1,000円を計上したほか、各種式典や研修などの旅費であります。11節、需用費のうち、102ページにあります修繕料、200万円は、分団詰所などのほか、消防車、小型動力ポンプ等に加えて、防火水槽の補修に係る経費を計上したものであります。102ページになります。18節、備品購入費、277万4,000円は、消防団員の活動服に係る国の基準が改正されたことに伴い、平成28年度から2年間で新基準の活動服に切り替えることとしており、本年度は113着分の購入経費を計上したものであります。19節、負担金補助及び交付金585万1,000円は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償等の掛金などが主なものであります。28節、繰出金、135万6,000円は、簡易水道の消火栓153基分の維持管理費として、簡易水道特別会計に45万9,000円を、同じく、上水道の299基分として水道事業会計に89万7,000円をそれぞれ繰り出すものであります。103ページに移りまして、3目、水防費は、30万円です。これは、風水害等の原材料費として補修用資材などの購入経費を計上したものであります。4目、災害対策費2,587万7,000円のうち、消防係所管分は、100万円であり、前年度比8万5,000円の減であります。1節、報酬から8節、報償費までは総務課所管であります。9節、旅費、121万6,000円の

うち消防係所管分は、43万1,000円であり、災害時の費用弁償を計上したものであります。11節、需用費、130万9,000円のうち、消防係所管分は、9万9,000円であり、燃料費5万3,000円と食糧費3万6,000円が主なものであります。次の、12節、13節、19節は、総務課所管であり、14節、使用料及び賃借料71万円のうち、消防係所管分は、47万円であり、重機等の借り上げ料として計上したものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入は、27ページにお戻りください。第14款、県支出金、3項1目、総務費委託金、1節、総務管理費委託金6万円のうち、消防係所管分は2万円で、火薬類取締法に係る県からの事務交付金であります。次は、31ページをお開きください。第19款、諸収入、5項4目、雑入、2節、団体支出金6,286万5,000円のうち消防係所管分は、説明欄のとおり消防団員遺族補償年金148万円、次の消防団員公務災害補償金については、10万円、消防団員退職報償金は、歳出と同額の500万円を見込み計上したものであります。20節、雑入のうち、消防係所管分は次の32ページ説明欄の下から5行目、原子力立地給付金152万3,000円のうち、消防団詰所等に係る5万7,000円、33ページ説明欄の中ほどにあります、県消防協会火災共済制度出資金割戻金1万円、34ページ説明欄の上から1行目にあります、県消防協会福祉共済制度返戻金2万5,000円であります。以上で説明を終わりますが、御審議方をどうぞよろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

参事の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

120ページの28節のところの水道会計の方へ消防からお金が行くと、消火栓に関する水道代を消防が使った、それはどうやって計算するんですか。

的場消防参事

消火栓の負担金ということでの御質疑だと思いますけれども、3,000円ずつ1基に対して負担しております。維持管理については各、消防団等が点検をしていただいたりするんですけれども、市の水道課のほうに年間1基あたり3,000円ということで、従前より協議して負担しております。以上です。

中面幸人委員

ページ数101ページ、9款1項1目の18節になります。高規格救急自動車の備品購入費があがっておりますが、若干ちょっと説明を、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

的場消防参事

ただいま9款1項1目、常備消防費の18節の備品購入費の、高規格救急自動車についての説明ということで、説明をさせていただきます。現在、阿久根地区消防組合の中で、阿久根消防署のほうには3台救急車がいますけれども、その中で2B型と申しまして、普通救急自動車が1台まだ、平成13年に購入したものがあつたんですけれども、あと2台については高規格救急自動車であります。現在出動してるのが、高規格救急自動車が主に主に出動してるんですけれども、2B型につきましては、転院搬送等が多いわけなんですけれども、広域のセンターの医師、あるいはほかの病院の医師からも高規格整備も以前からお願いされていたわけなんですけれども、計画的な導入ということで、平成15年度に1台更新しまして、次が平成20年度に1台更新、残る1台、今回平成13年の普通

救急車の方を更新するということで、普通救急車と高規格救急車の違いといいますのは、その中で救急救命士が処置をするための、例えば電気ショックであったり、今回の場合は自動式のマッサージ器、また患者の監視用のいろんな心電図等を積載している車両でありまして、以前は2B型については国の補助等はなかったんですけども、高規格については2分の1の補助ということで、15年度に更新をしております。原子力の方の55パーセントの補助金がありまして、それで更新しております。その当時は寄附金も1,100万もらいまして、それと合わせて整備しております。次の20年度の整備については今回と一緒に、電源立地対策交付金を使って更新しております。今回導入することによりまして、やはり高規格救急自動車が15年に導入した分につきましては、今、大体11万キロくらい走行しております。2B型については、13万7,000程度、20年度に更新したのも、もう10万超えてる状態で、やはり最新の高規格救急自動車を更新ということで以前から計画しておりまして、今回導入というふうになったところです。以上です。

中面幸人委員

課長の説明よくわかりました。そこで、2市1町で組合を作っておりますけれども、この救急車が足りないという、年間ですね足らなくて例えばまあ、管内で足らなくて、長島の方から応援してもらったりとかそういうこともありますかね。

的場消防参事

今のところでは、長島、出水、薩摩川内等からの応援というのはありません。ただ、同時に3台出たというのがあります。その場合には、例えばほかの消防車両で現場に行くということ。それと出動途中で例えば病院に収容してるところであれば、その病院から直行するというようなこともやっております。今のところでは3台出て、阿久根消防署の中の消防車両であと代用という形をとっております。ただ、大規模災害等が発生した場合には、阿久根で大きな災害等があれば近隣隊員も来ますし、応援協定も近隣、県内結んでおりますので、そういう場合は救急車の派遣を要請するというふうに考えております。

山田勝委員

ちょっと聞きたいんですけどね、こうしてあなたが消防参事ということだけど、消防長ですよ。一緒に来ていらっしゃる隊員は具体的に例えばどういう職務の方で、名前は誰なんですか。

的場消防参事

今、同席しておりますのは、阿久根市の総務課の消防係長で牛ノ浜であります。28年度から消防係長として今、在籍しております。消防組合との併任辞令をもらっておりますので、ほとんど消防団の方の非常備の方の担当をしておりますけれども、いろんな例えば災害とか火災の時は現場にも行きますし、そういう総務課と阿久根地区消防組合の中でも階級的には消防員として階級も持っております。以上です。

山田勝委員

かねては消防署に勤務しているということなんですね。ただたまたま阿久根市消防係として、これは長い間のあれですからね、それでいいんですが、どういう方かな、どげんしとっとやろかいと思うでお尋ねしたんですから。

牟田学委員長

いいですか。

山田勝委員

いいですよ、次。

牟田学委員長

山田委員、ページ数と款項目を言ってください。

山田勝委員

委員長、委員長、委員長、なら102ページの28節、先ほど竹原委員がお尋ねしましたのでね、私も今までずっとあんまり気に留めていなかったんですが、簡易水道特別会計、水道会計への繰り出し金なんですが、実は以前はなかったんですよ、簡易水道が別々の頃は、それはあったのは例えば簡易水道特別そこに消火栓を作るというときにですね、阿久根市は金を出しよったような気がするんですが、今は水道使用料として出すんですか。

的場消防参事

ただいまの質疑について説明いたします。繰り出し金の件なんですけれども、これについては私が記憶しているところでは、簡易も上水道の方も3,000円を以前から負担しております。水道料ではなくてですね、維持管理という形で水道課の方にしてもらって、故障した場合は水道課に修理をしていただいているわけなんですけれども、新設につきましては負担金を35万程度しております。以上です。

山田勝委員

新設については35万、今年は新設についてはない、あるんですか。例えばこの45万9,000円の中に入ってるんですか、この繰り出し金の中に。

的場消防参事

今年度は、維持負担金だけで新設はありません。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中、総務課消防係所管の事項についての審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退出、税務課入室)

牟田学委員長

次に、議案第27号中、税務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第27号のうち、税務課所管に係る歳入歳出予算について、歳出予算の主なものから御説明いたします。予算書の48ページをお開きください。第2款、総務費、2項、徴税費、1目、税務総務費の当初予算額は6,581万7,000円で、前年度と比較し、322万4,000円、4.67パーセントの減となっており、内訳の主なものは、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費で、職員11名分の人件費であります。次に49ページになります。2目、賦課徴収費の当初予算額は3,018万6,000円で、前年度と比較し253万9,000円、7.76パーセントの減となっております。減額の主な理由は、平成30年度が固定資産税の評価替の年であることから、平成28年度に実施した3年に一度の標準宅地鑑定評価委託料の当初予算額、478万7,000円が29年度は計上不要になったためであります。次に、内容の主なものについて御説明いたします。

1 節、報酬 6 2 1 万 7, 0 0 0 円は、市税等収納嘱託員 1 名、税務窓口事務等嘱託員 2 名、滞納整理事務指導員 1 名の雇用に伴う人件費であります。平成 2 9 年度は収納率の向上を図るため、市税等の滞納処分の実務指導等を職務内容とする、滞納整理事務指導員 1 名を新たに雇用します。4 節、共済費 8 5 万円は、市税等収納嘱託員 1 名、税務窓口事務等嘱託員 2 名、課税事務補助臨時職員 1 名の雇用に伴う社会保険料であります。7 節、賃金 3 3 万 1, 0 0 0 円は、課税事務補助臨時職員 1 名の賃金であります。8 節、報償費は、1 月から 3 月の給与支払報告書、電算入力業務の時間外勤務に対する総務課嘱託員への謝金、7 万 2, 0 0 0 円と、市税の取りまとめに対する各区などへの納税報奨金、5 2 0 万円であります。9 節、旅費 8 1 万円は、市外出張徴収、固定資産税評価実務研修会の旅費、及び嘱託員、臨時職員の交通費であります。1 1 節、需用費 2 8 6 万 3, 0 0 0 円は、納付書や納付書送付用窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。1 2 節、役務費 4 4 6 万 3, 0 0 0 円は、郵便料、電話料、金融機関収納手数料、及び預貯金調査金融機関手数料が主なものであります。1 3 節、委託料 9 万 8, 0 0 0 円は、平成 2 9 年度標準宅地、時点修正率算定業務にかかる委託料であります。1 4 節、使用料及び賃借料 1 4 9 万 8, 0 0 0 円は、電子申告、年金特別徴収、及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料と、軽自動車検査情報提供サービス利用料が主なものであります。1 8 節、備品購入費 7 万 9, 0 0 0 円は、窓口レジスターの購入費であります。平成 1 7 年から使用している現行機種 of 老朽化により、印字に不具合が生じているため、新しい機種を購入するものです。1 9 節、負担金補助及び交付金 7 0 万 5, 0 0 0 円の内訳は、資産評価システム研究センター正会員費、7 万 5, 0 0 0 円、地方税電子化協議会等の運営負担金 3 4 万 4, 0 0 0 円。5 0 ページに移りまして、出水たばこ販売協同組合、たばこ消費事業に対する負担金、1 9 万 8, 0 0 0 円、会議出席負担金、6 万 8, 0 0 0 円、及び阿久根市青色申告会への補助金、2 万円であります。2 3 節、償還金利子及び割引料 7 0 0 万円は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過納金の還付金及びその加算金などあります。以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入予算の主なものを御説明いたします。予算書の 2 ページをお開きください。まず、市税の総括的なことから御説明いたします。市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の 5 税目で、平成 2 8 年度収入見込額等から計上しました、2 9 年度の総額は 1 7 億 9, 6 6 7 万 8, 0 0 0 円あります。これは前年度に比べ 0. 5 5 パーセント、9 7 5 万 8, 0 0 0 円の増で、歳入総額に占める構成比率は前年度より 0. 4 4 パーセント減の 1 6. 3 2 パーセントであります。それでは税目ごとに御説明いたします。1 7 ページをお開きください。1 款、市税、1 項、市民税、1 目、個人は、5 億 6, 8 2 4 万 4, 0 0 0 円で前年度に比べ 6 1 万 5, 0 0 0 円の減であります。減額の主な理由は、納税義務者数、及び所得の減少によるものであります。2 目、法人は、9, 6 9 0 万 2, 0 0 0 円で、前年度に比べ 3 4 2 万 1, 0 0 0 円の増であります。2 8 年度現年分決算見込額からの推計では、均等割、法人税割ともに減少を見込んでいますが、2 8 年度決算見込額が当初予算に比較して、約 2, 2 0 0 万円の増加見込みのため、2 9 年度当初予算額も 2 8 年度当初予算額と比較すると増額となる見込みであります。次に、2 項、固定資産税のうち、土地、家屋、償却資産に係る純固定資産税である、1 目、固定資産税の 2 8 年度収入見込額等から推計した予算額は、8 億 6, 4 9 3 万 2, 0 0 0 円で前年度に比べ 7 6 8 万 1, 0 0 0 円の増であります。2 9 年度は評価替え 3 年目となり、全体的な評価変動はないため、当初予算額に大きな増減はないもの

と見込んでいます。2目、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、1,518万円
で前年度と比べ5万円の増であります。3項、軽自動車税は、8,160万2,000
円で、前年度に比べ115万7,000円の増額を見込んでいます。4項、市たばこ税
は、1億6,933万9,000円を計上しました。たばこ税の旧3級品については、
29年4月分から千本当たり430円の増額になりますが、近年の健康志向を考慮して、
普通たばこも合わせた28年度売渡本数見込、約3,667万本から、368万本減少
するものと推計し、前年度予算から、165万円の減を見込んでいます。6項、入湯税
は、47万9,000円であり、宿泊、休憩者合せて入湯客数3,240人で、前年度
に比較し28万6,000円減を見込んでいます。次に18ページをお開きください。
第3款、利子割交付金は、100万円で前年度に比べ80万円の減であります。利子割
は、預貯金の利子等に課税され、県に納入される県民税利子割額のうち5分の3が、個
人県民税の額に応じて市町村へ交付されるものであります。第4款、配当割交付金は、
400万円で前年度と同額であります。配当割は、上場株式等の配当等に課税され、利
子割同様5分の3が県から市町村へ交付されるものであります。第5款、株式等譲渡所
得割交付金は、200万円で前年度に比べ100万円の減であります。株式等譲渡所得
割は、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得等に課税され、利子割同様5分の3
が、県から市町村へ交付されるものであります。次に21ページをお開きください。第
12款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、総務手数料、2節、徴税手数料24
1万5,000円は、納税証明など各種証明書及び市税督促手数料であります。次に2
7ページをお開きください。第14款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、
2節、徴税費委託金、2,607万円は、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行う
ための徴税取扱費として、県から市に交付されるものであり、個人の県民税に係る納税
義務者数に3,000円を乗じた額を見込んだものであります。次に30ページになり
ます。第19款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金については、1
15万2,000円を見込んでいます。歳入の主なものについての説明は以上のとおり
ですが、貴重な自主財源である市税の収入率の向上を図るため、引き続き夜間徴収等
による徴収体制の強化、預貯金等調査、搜索、差押え等の滞納処分の徹底に努めます。
また、納税者の納税環境の拡大、利便性の向上のため、平成29年4月からコンビニエ
ンスストアでの収納を開始します。あわせて公平、公正な課税により、納税者の方々の理
解を得ることに努めていきます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願
いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

どこのページだったかな、報償費というのがありましたよね。そういったこととい
うのは例えば、集落で税金が集まる率が高ければ、報償がくるとそういった感じのやつ
ですよ、確か。周囲の圧力で税金が集まるように誘導するというこの根拠といいま
すか、周りの人たちがその人が税金を払ってないということを知る環境を作ってしま
わないかなあと、あるいは

牟田学委員長

49ページです。

竹原信一委員

あるいはその、人間関係があまりよくないんじゃないかなとこういうふう思うんですけど、こういったことに報償を出すというのは、法律的に何を根拠にしてやってることなんですか。

川畑税務課長

法律的な根拠というのはちょっと調べていないんですが、どなたが未納であるとか、そういうのは一切個人情報でありますので教えてはけません。

竹原信一委員

そうするとですよ、この報償というのは何らかの圧力が働くことを期待しての報償のはずですよ。違いますか。集落で例えば私のところに放送がありますよ、あと何パーセントいかなければ報奨金がもらえませんかからよろしくお願いします、なんて放送があったりするわけですけども。そういったことという、払えない人に対する心理的な圧力を期待してのものだというふうに、気がするんですよ。そこら辺の認識というのは市の方はよく考えてもらいたいんですよ。後ででもいいですから法律的な根拠も教えてください。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止します。

午前中の審議を終わります。午後は概ね1時から再開いたします。この際暫時休憩します。

(休憩 11:55～13:00)

(企画調整課入室)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、会を開きます。

次に、議案第27号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬企画調整課長

議案第27号、平成29年度阿久根市一般会計予算中、企画調整課所管の事項について説明申し上げます。歳出から説明いたします。予算書41ページをお開きください。2款1項8目、企画費の予算額は1億9,034万8,000円で前年度比9,447万9,000円の増であります。増額の主な理由は、42ページをお願いします。19節、負担金補助及び交付金で、約1,450万円、25節、積立金で約8,000万円の増額であります。平成29年度において、本課扱いのふるさと納税関係事務を商工観光課へ、商工観光課からは企業誘致、交通政策関係事務を本課へ、それぞれ移管しました。43ページに移ります。2行目、県企業誘致推進協議会負担金、8行目、出水駅蔵之元港間シャトルバス利用促進協議会負担金、15行目、阿久根市地域間幹線系統確保維持費補助事業が商工観光課からの移管分であり、総額約350万円の増であります。その他、18行目、移住定住促進補助事業で約200万円、下から3行目の空家活用支援事業、婚活イベント支援助成事業、結婚新生活支援助成事業で約900万円の増であります。44ページをお開きください。25節、積立金の地域振興基金において、あく

ね応援寄附金分として1億2,000万円を計上したものであり、昨年度4,000万円との差額8,000万円の増額となりました。

それでは、予算書の順に説明いたします。41ページにお戻りください。1節、報酬は、総合開発審議会委員及び地域おこし協力隊1名分の報酬であります。地域おこし協力隊につきましては、昨年度、移住定住の施策に従事する隊員1名を移住定住コンシェルジュとして募集しましたが、最終的に応募がなかったことから、本年度も引き続き募集を行い、移住定住事業の充実を図ります。4節、共済費は、地域おこし協力隊1名分の社会保険料であります。7節、賃金は、男女共同参画講座開催時の保育士賃金であります。8節、報償費は、アクネ大使に対する謝礼、地方創生に係る委員会等の出会謝金、男女共同参画推進懇話会の出会謝金など説明欄記載のとおりであります。42ページをお開きください。9節、旅費は、地域おこし協力隊の活動に伴う費用弁償54万8,000円、電源地域振興センター研修事業32万9,000円、アクネ大使関係42万3,000円、広報・調査等対策交付金事業、58万6,000円が主なものであります。11節、需用費は、官庁速報や華の50歳組レセプション関係費用が主なものであります。12節、役務費は、郵便料、電話料などの通信運搬費が主なものであります。13節、委託料は、阿久根駅などに植樹した柑橘類の樹木の管理業務、折口駅トイレの浄化槽管理業務及び清掃管理業務、放射線量測定用のサーベイメータ校正業務、出会いサポート業務が主なものであります。このうち、出会いサポート業務につきましては、昨年度実績について御報告いたします。「華コン・イン・阿久根」と称し、10月9日から翌10日の2日間の日程で、華のバーベキュー大会と花火大会をメイン会場に実施しました。参加者募集では、男性、女性ともに定員を25名、カップルの目標を5組と設定し、男性は阿久根市在住者と限定し募集した結果、男性33名、女性69名の申込みがありました。そこで、抽選により男女各30名を選定し、男性については9月にセンスアップセミナーを開催し、当日に臨みました。イベント1日目は農村環境改善センターにおいて、1対1のトークタイムやゲーム大会を行い、夕方から番所丘公園に移動し、バーベキュー大会を堪能し、夜は花火大会を観覧し、その後、参加者の希望により市内飲食店で懇親会が開かれました。2日目は、水産振興センターにおいて、さつま揚げ、竹輪作り体験の共同作業の他、北さつま漁協の製氷施設等の見学を行い、その後、赤瀬川のひみつの花園へ移動し、共同作業の寄せ植えコンテストを終えたところで、成立カップルの発表がありました。男性29名、30名中1人は無断欠席をされました。29名対女性30名に対し、7組のカップルが成立したことから、今後はお二人からの婚姻届出を期待するものであります。また、参加者アンケートでは、バーベキュー、花火大会等、阿久根のイベントで楽しく時を過ごせたこと、また、スタッフの対応への感謝等、この企画により阿久根ファン創出にもつながったものと考えております。次に、14節、使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊の住宅使用料や公用車借り上げ料、移住定住フェアの出展料などが主なものであります。19節、負担金補助及び交付金は、前年度比約1,450万円の増であります。43ページに移ります。商工観光課からの移管分として、2行目の県企業誘致推進協議会負担金、8行目の出水駅蔵之元港間シャトルバス利用促進協議会負担金、及び15行目の阿久根市地域間幹線系統確保維持費補助事業で、総額約350万円の増であります。その他、18行目、移住定住促進補助事業で約200万円、下から3行目の空家活用支援事業、婚活イベント支援助成事業、結婚新生活支援助成事業で約900万円の増であります。なお、空家活用支援事業及び結婚新生活支

援助成事業については総括質疑において詳細に説明しましたので、割愛させていただきます。25節、積立金1億2,420万5,000円は、前年度比約8,000万円の増であり、44ページをお願いいたします。地域振興基金へのあくね応援寄附金の積立額が、平成28年度当初予算4,000万円から1億2,000万円へ8,000万円増加したものであります。続きまして、52ページをお願いいたします。2款5項1目、統計調査総務費は、前年度比230万9,000円の減であり、主な理由は、平成28年度に実施しました市勢要覧作成業務委託分であります。2節、給料から4節、共済費は統計調査業務担当者1名分の人件費であります。2目、基幹統計調査費は、前年度比55万6,000円の減であり、主な理由は、平成28年度に実施しました経済センサスに係る7節、賃金約40万円減であります。1節、報酬の主なものは、就業構造基本調査員の報酬であります。8節、報償費の主なものは、統計調査協力謝礼であります。11節、需用費は、各統計調査の消耗品等であります。次に、71ページをお開きください。5款2項2目、働く女性の家管理費は、前年度比13万2,000円の増であり、主な理由としては、11節、需用費の修繕料として軽運動室照明ランプ取替費5万2,000円であります。1節、報酬は、運営委員5名分の報酬と指導員1名分の報酬であり、4節、共済費は、指導員及び管理人の社会保険料であります。7節、賃金は、平日は午後5時から午後9時20分まで、土曜日は午前9時から午後5時までの管理業務に係る管理人賃金と、市主催講座の時の託児に係る保育士の賃金であります。8節、報償費は、定期講座等の講師謝金であります。14節、使用料及び賃借料は、トイレ用薬剤の使用料が主なものであります。18節、備品購入費は、掃除機の購入を予定しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書21ページにお戻りください。12款1項8目1節、労働使用料は、働く女性の家使用料を計上したものであります。次に、23ページをお開きください。13款2項1目1節、総務管理費補助金中、社会資本整備総合交付金は、「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画に基づく市道本町河畔線などの舗装工事と、市民交流センター工事監理業務に充当するものであります。また、結婚新生活支援助成事業費は、歳出で説明しました同事業の国庫補助金であります。次に、25ページをお開きください。14款2項1目1節、総務管理費補助金は、原子力研修会や広報活動などの財源である広報・調査等交付金と、電源立地地域対策交付金が主なものであります。このうち、電源立地地域対策交付金は、保育所運営事業、葬祭場管理運営事業、番所丘公園管理運営事業、阿久根小学校プールろ過機整備事業、阿久根中学校テニスコート改修事業、大川中学校17号棟屋根防水改修事業、図書館及び郷土資料館管理運営事業の7事業に充当する予定であります。次に、27ページをお願いいたします。3項1目1節、総務管理費委託金のうち、企画調整課所管は、遊休土地実態調査費及び土地取引規制基礎調査事務費であります。5節、統計調査費委託金は、工業統計調査費ほか28ページに移ります。説明欄に記載のとおりでございます。次に、29ページに移ります。15款1項2目1節、利子及び配当金中、企画調整課所管は、6行目のふるさと創生基金利子、次の人材育成基金利子、下から2行目の地域振興基金利子であります。次に、30ページをお開きください。16款1項1目1節、一般寄付金は、あくね応援寄附金として1億2,000万円を見込み、予算計上しました。17款1項10目1節、地域振興基金繰入金は、ふるさと納税として受け入れております、あくね応援寄附金の基金積立分を活用するものであり、地域振興に資する事業に充当す

るものであります。次に、33ページをお開きください。第19款5項4目20節、雑入であります、主なものとしましては、15行目の場外車券売場設置市地元協力金と、下から7行目の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金であります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

43ページの2款1項8目の19節になります、その中で乗合タクシー運行事業と、グループタクシー利用促進事業の件についてお伺いたします。この予算額というのは、毎年ですね、このぐらいの程度でこう推移をしてきてるみたいですけどもですね、例えばですね、今この予算案の概要の中でですね、市長のマニフェストにもある、第1項目で共生のためのつながりの支援ということで、家族と地域のつながりを大切に子供から高齢者、障害者を含む市民全員が健康で笑顔で暮らせるまちづくりとこういって一番目にうたってありますけどもですね、私はここ平成24年くらいからですかね、ちょっと乗合タクシー等の制度ができてからですね、どうしても私は高齢者がですね、もう平等でないというふうにいつも思っております。私も何回かこの件についてはですね、もう少しいろんな制度がないのかということも話をしましたけれども、特にですね、私は感じたのがですね、この間、みぞれの寒い日でした、3号線を議会から帰る時にですね、みぞれで雨も降ってみぞれでですね、寒い時にバス停のちょうどお医者さんのところの、歯医者のところだと思いますけれども、あそこで本当に高齢者がですね、雨の中バス停に待ってらっしゃいました。もう私は寒いのもう壁もないところですね、もうかわいそうだと思って、私は一旦ぐりっとまた回ってですね、バス停のところに行って、私は悪い者ではありませんけど、どうですか、乗って行きませんかと言って、乗せて行きますよと言ってですね、乗せて行きました。ほいで、降りられたところがですね、鶴翔高校の近くでした。考えてみればですね、本当に方言で言えば、よいなこっで、歩く高齢者の方がですね、例えばバスであったら、警察署の前で降りられて、そっからまた徒歩でちんちんちんちんとして、あの坂を上がって行かれる、しかも天気の良い寒い中でですね、どうしても私はこの二つの制度がですね、市民の高齢者に平等でないと思っております。しかも年間、毎年このぐらいの予算でありますよね、もう少しこれにどうにかですね、高齢者の福祉のためにですね、改良できないものかというふうにいつも思っているんですよ、あの今制度も1キロから、500メートルとかになりましたよね、でも、本当に足の悪い方はもう歩けないわけですから、ほら、バス停まで行けないわけですよ、そうすればどうしもうタクシーを頼まないかんわけでしょ、だから本当にですね、私はただこういうあの制度であの高齢者を守っていますよって、ね、一つ言えるかも知れませんが、本当の私はもう平等ではないと思っておりますのでですね、私はもう少しこの高齢者の交通不便の人にですね、お金をかけてもいいと思っております。かけるべきだと思いますのでですね、ぜひ本当そういうふうにあのこの制度以上のやつ、この制度をもう少し変えることができるのか、本当、あの、平等に近いようなですね、制度を私はこう変えていくべきだと思うんですけども、この辺あたりは企画調整課として、あのもうこの制度ですと行くのか、その辺あたりは協議等はなされないですか、お答えください。

早瀬企画調整課長

中面委員の言われる、今うちでやっている乗合タクシー、グループタクシーについては、

公共交通機関の補完という前提で出てきた制度でございます。一番は国からの助成を受けております、その中で、一つには福祉高齢者全員を対象にする、障がい者とかですね、そういう部分では、福祉タクシーという制度もございます。従来のタクシーの半分ぐらいでってということで、それは障がいを持っていらっしゃる方々が登録をするというようなそういう制度、そしてあと今問題になっているのが、免許証を返納された方々の交通手段をどういうふうに確保するかそういう問題もありますし、最近では地域でですね、高齢者の方とか、そういう交通の手段を持たない方を送迎するという仕組みも先日ちょっとお聞きしました。これについては白タク行為にならないように、きちんと地域で皆さんが会員になられると、ですから一つの集落の方々に、例えば60歳以上の方、皆会員になって、かつその運転をする方と今度は逆に利用する方に分かれて地域でそういうことを運営されるという部分もあるということでした。そういうことからしますと、うちも福祉のほうとですね、例えば高齢者の皆様を対象となる方にタクシー券を使ってやったらという話もありますが、これしますと数千万単位に多分金額が上がると思います。そこも含めまして公共交通機関を補完するこの事業とは別に、何かいい方法があればということで、これは福祉サイドともちょっと協議をしていきたいと思っております。以上です。

中面幸人委員

例えば、高齢者が免許証を返納するそういう制度も今度厳しくなりますよね、そういうことを考えれば、そういう方も出てくると思うんですよ、だから確かに公共交通機関のですね、そのことを考えればなかなか難しいと思いますよ、私は、ですよ。だから例えば一人の高齢者が一年間例えば病院とか、役所関係、そして買い物とか、全てをですね、いわば補てんするというのは難しいわけですから、そのまあ半分でもですよ、できるような、例えば区長さんとか、民生委員の中でこう話し合う協議をすれば、その地域の方がどういう状況か分かるわけですから、ぜひ課長から幾つかのいろんな方法を話をされましたけれども、ぜひですね、この二つの制度以外にですね、早急にやっぱり見直しを一つお願いしたいと思います。この要望で、本当、早急なですね、やっぱり解決をするようなですね、取り組みを要望して終わります。

牟田学委員長

はい、ほかに。

野畑直委員

同じく2款1項18目19節、グループタクシーと乗合タクシーの件でお伺いします。グループタクシーについてですね、平成28年度から、1キロ以上1.5キロ未満というものを改正して、0.5キロ以上1.5キロ未満というふうになったと思いますけれども、今回、昨年度の予算よりもですね、6万6,000円ほど減額になっておりますけれども、まだ28年度の決算も出ていない中で、この予算を減額された理由は何ですか。

早瀬企画調整課長

はい、グループタクシーにつきましては、まず平成27年の途中から実施しております、27年度の実績が13万3,800円というような実績になっております。枚数的には382枚ということで、結局この時が1キロですね、それがまだ500メートルとかそういうところにしてくれということで、こちらのほうを500メートルのほうにしまして、そしていろいろ広報もしましたし、議員の皆さんからもいろいろと高齢者の方々にお話をいただいた結果、平成28年度は1月末現在で64万900円ということで、枚数では1,973枚出ております。ここから行きますと、実績額で大体80万近く行くのかな

というようなことで、実績を基に今回93万円という額を計上したということで、28年度から下がっているというよりか、実績に応じてですね、一応予算を計上させていただいたということです。

野畑直委員

今、課長は27年中ですか、26年中の半ばからではなかったですか。26年6月からだったのではないですかね。

早瀬企画調整課長

はい、すみません、26年の6月からになります。

野畑直委員

26年の6月から、26年度中が途中であって、27年度決算はですね、1キロ以上1.5キロ未満が正確に出てると思いますよ、それと比較してですね、28年度は0.5キロ以上1.5キロ未満に改正されたわけだから、まだその年度途中のですね、1月で今1,973枚と言われましたけれども、まだ実際その1,973枚出ているということで、これを予算の考え方というのはいつ頃その減額すべきということで、来年度予算について決められたんですか。

早瀬企画調整課長

予算につきましては、大体11月ぐらいに予算を立てるんですが、この予算の根拠として、平成28年度は0.5キロから1.5キロこれ300円なんですが、これを300円券を60枚の15人、これが27万円です。そして、1.5キロから4キロ未満が500円これを60枚掛ける20人で60万円、そして、4キロ以上700円、こちらのほうを60枚掛ける3人の12万6,000円ということで、平成28年度は当初で99万6,000円を計上いたしました。その中で、実際には、4キロ以上の方が1人もいらっしゃらないということもありまして、平成29年度の当初につきましては、300円のほうが、28年の15人がこちらを35人にふやしております。で、63万円、そして、500円券のほうにつきましては、20人のところを10人にしまして、30万円ということで、実績、今の利用位実績に合わせた形で積算をして、93万円というような数字になったところであります。

野畑直委員

今、予算を組むときに11月頃判断したという。話を聞けば1月の利用状況が1,973枚であるということと言われますけれども、予算を立てる時から既にもう6万6,000円の減を考えているわけだから、1月の実績は私は関係ないと思いますよ、それを課長が説明されたのは結果としてそうなったかも知れないけれども、私はそのことを言ってるんですよ。28年の当初からですね、変更になった分を、まだ決算でどうなるかわからないものをですね、私なんかもこれについては先ほど中面委員のほうからありましたけれども、皆やっぱり困っているんですよ。というのがこの0.5キロに何の意味があるのか、というものが私も質問したことがありますけれども、だから、4キロ以上は少ない、そしてたらもうそっちは利用者がいないとか、そうではなくてですね、本当に困っている人たちはその500メートルをどう動くんだということで、考えているんですよ。だから、まだ28年度は始まったばかりですよ、0.5キロに改正されたわけだから、その結果がまだ良く出ないうちに、予算は減額すべきだという判断をなぜされるのかということをお聞きしたいということで、減額されてるから聞いているんですけども、本当に困っている人たちのためにするのであれば、その4キロ以上が少ないのであればですね、この0.5キ

ロ以上1.5キロ未満というものを下を撤廃して、1.5キロ未満にしてもらうことは市民に対する公平性が保たれるのではないかということをご考えているんですよ。本当、困っている人たちも、我々議員の中にも何名もそういう考えを持っている、そういうことをできないのかな、この予算に対してですね今度変更してくれとかそういうことではないんですよ。先ほど要望しときますという話もありましたけれども、私はまだ結果が出ないうちにこういうふうには減額されるのはいかがなものかと思っております。そこでですね、乗合タクシーとグループタクシーがあって、今やられてますけれども、これはあとで資料としていただきたいんですが、乗合タクシーが運行される場所は、グループタクシーは使えないわけだから、市内77区ですね、該当の内訳をあとで資料として提出してもらえませんか。それと、500メートル未満であればこの区は誰も使えませんよという区も出てくると思います。議員と語る会の時にもですね、山下区なんかはほとんど該当しない、我々も困っているんだけどという話もありましたので、そこら辺を今執行部が考えておられる乗合タクシーを該当する区が、区名とですね、グループタクシーも利用出来る場所もあれば、出来ないところもあると思いますので、これは資料としてあとで教えてください。それから、先ほど言われました3種類の距離による3種類のその28年度の申込者数ですね、利用状況等を分かる資料をいただきたいと思っております。

牟田学委員長

いいですか。

野畑直委員

それともう一点ですね、今60枚ということで考えておられますけれども、この利用率について、60枚がしっかりと60枚が正しいという数字では私はもう何か検証しないと分からないと思うんですけども、例えばですね、広報はしてもらったけれども、60枚全部使う、あるいは30枚ぐらいしか使わないとかあると思うんですよ、だからこの予算からすれば、300円を60枚でですね、極端に言えば300円を30枚でもいいのではないか、そしたら利用者をふやせるのではないかという考え方はないものか、その辺の考え方というのは課長はどういうふうにご考えられますか。

牟田学委員長

委員の皆様にご聞きます。今、野畑委員からの資料請求については、所管課にご請求してもいいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

はい。

早瀬企画調整課長

グループタクシーにつきましては、90万円台で予算のほうは動いているということですので、これにつきましては、数年前があまりにもちょっと広報不足等もありまして、利用が少なかったということから減額を強いられてということもありまして、できれば我々としましても十分な広報をして、そして申込みがふえて年度の途中でも補正と言う形で予算のほうは上げて行きたいというような考え方でおります。以上です。

野畑直委員

課長ですね、今言った通り、60枚というものがいいのかどうかということも含めて今後検討するというにしてもらって、やはり、この0.5キロメートル以上ということではなくて、もう1.5キロ未満ということもやはり市民の困っている人の声を良く聞いて、反映してもらいたいと思っておりますので、先日もですね、敬老会、あるいは老人

クラブの総会等でどうかしてもらえないだろうかという意見もありますので、老人クラブのほうからも要望が上がってくるやもわかりませんが、その辺も頭の中に入れて予算組みをしていただきたいと思いますので、今回の場合は今回としてですね、やはり28年度決算を良く見てまた30年度ですね、また活かせるような考え方でお願いします。

牟田学委員長

はい、ほかに。

白石純一委員

41ページ2款1項8目1節、報酬の地域おこし協力隊でその具体的な仕事の内容が移住定住コンシェルジュということですが、地域おこし協力隊というのはもちろん阿久根に移住定住されて地域に貢献したいということで来られるわけですが、その来てですね、恐らく1年かけて阿久根の特徴だとか、暮らしぶりを経験しながら阿久根にどうして、どのようにして定住、あるいは決められた期間ですね、過ごしながら阿久根に貢献していくかというのを考えられると思うのですが、したがって、そういった阿久根に定住移住したいという方、本人がそうなると思って来られるわけですから、そうした方がコンシェルジュいわゆる相談係としてですね、果たして阿久根に来られて、初日から、あるいは一年目からそういったことができるのかと、1・2年協力隊として、住まわれて、自分の経験を活かして相談に乗るということは出来ますでしょうけれども、1日目、1年目からこうした相談係となることは実質的に出来るのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

早瀬企画調整課長

はい、白石委員の言われる通りで、ここ阿久根のことを知らなければなかなか動きづらいいということはあるかと思えます。そういう方々、そういうのに興味がある方ということで、我々としては、今後空き家バンク関係とかも出てきますし、何かそういう古民家とかそういうものに興味を持った方、そういう方が来ていただけたらですね、実際には東京のほうで移住定住のフェアがあります。これは、地域おこし協力隊のフェアも同時開催です。ですからできれば去年そういう方がいらしてもらえたら一緒に行けたんですが、移住定住のほうだけ行って、現在いらっしゃる地域おこし協力隊の方に協力いただいたということで、言われるとおり、すぐさまその業に関わるということではなくて、当然ながら将来的には相談員とか、情報の提供等していただくということになりますが、できればある部分、古民家とかですね、何かそういうところで、ちょっとほかの人よりかは得意なものを持っているというような方々をお願いしたいというところで募集しているところであります。

白石純一委員

まさしくですね、私が総括質疑でもお伺いしました空き家を活用した支援事業で、まちづくり拠点となる施設も対象だということで、実際に今阿久根で始まった活用の例にその協力隊の方が、従前ですね、経験でまさしくそういった空き家のリノベーションのお仕事をされていらしたということで、経験と知識を発揮されているというふうには私は理解しております。そのように、阿久根、地方で田舎暮らしをしながら地方に貢献したいという強い思いで来ていただく方の知識と経験をどのように阿久根で活かせるのかということを見極めて、まず来ていただくことが私は大切だと思いますので、そういった方がどのような分野で、阿久根に貢献していただくのかを見極めてそのミッションを与えるということが私は本来の協力隊の在り方ではないかと思うので、その辺りをご検討いただきました。

と思います。

次に、42ページ2款1項8目8節、報償費のアクネ大使謝礼ですけれども、これは何人に対し、一人当たり幾らの謝礼になりますでしょうか。

早瀬企画調整課長

アクネ大使の年間報酬というのは、阿久根市の特産品をその方々に送るということで、3,300円掛けるの25人分です。

白石純一委員

3,300円分のお土産品ですね、十分な彼らの阿久根を代表してPRしていただく謝礼になるのかというのちょっと疑問ですけれども、私が伺いたかったのは、彼らが阿久根大使の例えば名刺を作る場合、その費用はどうなっているのでしょうか。

早瀬企画調整課長

はい、名刺等が切れた場合、当初とか必要な場合は全てこちらのほうで、本人さん負担なしでお送りさせていただいております。

白石純一委員

そういった必要経費をですね、しっかりお渡しして、しっかりPRしていただくようにお願いします。最後ですけれども、43ページ19節の下から2行目、婚活イベント支援事業、先ほど詳しい説明がありまして、7組のカップルが誕生したということで、大変うれしく思いますけれども、その方々の中で、ちょっと小耳に挟んだんですが、結婚を間近に控えているという方もいらっしゃるかと伺ったんですが、それは把握されていますか。

早瀬企画調整課長

この件につきましては、全て男性の方々の情報はこちらにあります。ただ、できれば1年後ぐらいに、どうでしたかと聞くこともなかなか難しいということで、できれば市の予算を使ってますので、年に1回市民課のほうにですね、この男性は、婚姻されてますかというようなその確認だけをしたいというふうに思っております。

白石純一委員

個人情報もあるんでしょうけれども、本年結婚新生活支援事業も新たに加えられましたけれども、特にこの婚活イベント、阿久根の婚活イベントを通じて結婚された場合、この結婚新生活支援助成事業に加えてですね、何かイベントで成就したカップルということで特別な褒賞なり、あるいは市からのお祝い等はないのでしょうか、そうすることでこの婚活イベントがさらに広がるのでは、市民の中に広がるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

早瀬企画調整課長

すいません、白石委員にですね、ちょっと婚活イベントの支援事業と42ページの委託料に会いサポート業務というのがあります。ですから今までこちらが委託でやってきた事業というのは、そのまま委託料のところ、42ページの会いサポート業務という形でこちらのほうは、継続して実施をしていくということになります。こちらの負担金補助及び交付金のところの婚活イベント支援事業、これにつきましては、市内で民間、もしくは団体の方々が婚活のいろいろと事業を今されたりしようかという団体の方々に助成しようとするものであります。

白石純一委員

会いサポート業務で出会われた方に対して特別な褒賞並びに市民に対するPRというのは考えられないでしょうか。

早瀬企画調整課長

現在のところ計画はしておりません。

白石純一委員

それを行うことで市民によりこの出会いサポートのイベントが広まる、PRになると考えるので、検討をされてはいかがでしょうかと要望いたします。

牟田学委員長

要望でいいですね。はい、ほかに。

濱田洋一委員

43ページの2款1項8目19節、結婚新生活支援助成事業、先ほど白石委員からもありましたことに関連してなんですが、さっきの課長からの説明の中でもありました、総括質疑でもあったかもしれないですけども、この新規事業ということで、672万円の予算化をされておりますけれども、この算出基礎といいますか、この事業内容というのが新規婚姻した世帯に対しての住居、住居費ですね、これと引っ越し費用の一部を補助というふうにありますけれども、この672万円の根拠、算出基礎というか、それについて少し教えていただきたいと思います。

早瀬企画調整課長

対象件数を28件の24万円ということで、上限24万円で金額的にはこの672万になるということになります。そのうち、4分の3、504万円が国からの補助分です。

濱田洋一委員

すいません、ありがとうございました。それからこれは29年度からの4月1日からの事業ということですけども、28年度に例えば婚姻されて、という方はもう対象にならないんですね。例えば29年度の1年間でした時の婚姻があった場合のこの予算の内容ということによろしいのでしょうか。

早瀬企画調整課長

この事業の対象者は、平成29年1月1日から平成30年3月31日までに婚姻された方が対象になります。

濱田洋一委員

ことしの1月から3月31日までの対象ということですね。了解しましたありがとうございます。

牟田学委員長

いいですか。はい、ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

42ページの2款1項8目、先ほどの乗合タクシー、グループタクシーの件ですけど、ちょっとお願いがあるんですが、これについては非常に要望も多いわけですけど、先ほどもありましたように、私が思うのは500メートルとかそういうのに関係なくしてですね、本当に困っていらっしゃる方がどれくらいいらっしゃるのか、各集落ごとに調査をされたらどうかと、アンケート方式でもいいですしね、そう思うんですけど、と言いますのも、先ほど白タクにならないようにとか、言われましたけれども、定期バスの路線であってもその時間帯の補完ということで、いわば、山下、尾崎、田代なんかは、田代はわかりませんが、一日一往復、朝と夕方しか往復しないということで、その間については非常に困っていらっしゃる。それと、ほとんど山下については500メートル以内であると、そういうことから考えればですね、私はそんなに沢山はいらっしゃらないと思いますので、

本当に困っていらっしゃる方がどれくらいいらっしゃるのか、そういう調査をば、出来ればしていただきたいと思いますが課長のお考えをお聞かせください。

早瀬企画調整課長

この件につきましては、多分にですね、社会協議会のほうがマップ作りをやっています、各地区で困っている方々、多分そこでですね、ちょっとこちらから依頼したら、じゃあどこの集落は誰と誰が交通弱者であるとか、分かると思いますので、ちょっと福祉を通じてその辺の数字をちょっと調べたいと思います。

仮屋園一徳委員

交通弱者、周りから見た交通弱者と言ってもですね、実際には本人に聞かないと、親戚の人がとか、子供さんが近くに居て、送り迎えするとか、そういう人はあまり不自由されてないわけですので、本当に誰もいないそういう制度があったら使いたいという人、その辺まで出来れば入った調査をば、ぜひお願いしたいと思いますので、要望します。

牟田学委員長

はい、要望でよろしいですか。はい、ほかにありませんか。

山田勝委員

ちょっと認識不足なんですけどね、43ページの積立金1億2,420万5,000円、このふるさと創生、ふるさと応援寄附金だと思いますよね、だからここで1億2,420万5,000円を積み立てる、それから今度は約6,000万、商工観光課で発送業務をしますよね、これはどういう支出と収入になっているんですかね、例えば応援寄附金をもらった半分を送るということでしょう、だから寄附金をもらったのは地域振興基金に全部積み立てるんですか。

早瀬企画調整課長

はい、こちら全て積み立てております。そして、そのうちの2分の1相当額を翌年度いろんな事業のほうに充当するというような、そういうこちらの流れにはなっています。ですから、実際1億2,000万、来年入って来た場合には、6,000万は返礼品になります。残りの6,000万に近い額がいろんな事業、福祉関係の事業とかに充当されるというような、そういう形になっていきます。

山田勝委員

それは分かるんですが、それは分かるんですが、ふるさと、この積立金がですね、そのふるさと応援寄附金をそっくりそのまま積み立てているのではなく、半分積み立てるということですか。

早瀬企画調整課長

先ほどのやつで1億2,000万から6,000万、6,000万と言いましたけれども、商工観光課のほうに出した分、その分はずっと基金に残ったままになります。充当部分、事業に充当する分だけが若干同じ年度内で出て行くというような形になります。

山田勝委員

いやことしのね、ふるさと応援寄附金は寄附金の額は幾らでしたかね、1億2,000ぐらいじゃなかったですかね、その金額と同じくいろいろの金額を積み立てるというふうになっているんじゃないですかと。そうした時にどこでペイしているかなと、単なる疑問です。分かるんですよ、半分は御礼の発送に行きます、半分は積み立てます、それはわかりますけど、ここに1億2,000万と出てますと、全部一応積み立てて、どこから出してやるのかなと思っただけのことです。ちょっと待ってな、阿久根応援寄附金の1億

2, 000万ここに歳入に入っているんですよね、入ってるでしょ、歳入に入っている。ところが歳出のところにはふるさと何ですか積立金の中に1億2, 420万5, 000円あればですね、この1億2, 000万そっくりそのままですね、この1億2, 000万そっくりそのまま入っているですかと聞くだけで、それは違いますよと、そのふるさと、この積立金のうちの6, 000万はそれですが、あとはほかのものですと言えばそれでわかつとな。

[山田勝委員「委員長、休憩」と発言あり]

牟田学委員長

はい、休憩いたします。

(休憩 13:56~14:00)

牟田学委員長

はい、会を戻します。ほかにありませんか。

山田勝委員

企画調整課長、特別具体的にですね、何ページのどこというわけじゃないんです、今からの質問はですね、実は午前中ですね、総務課長にちょっといろいろ話をしました。それは一般質問でですね、ふるさと、阿久根高校の問題と、グランビューの問題でなかなか遅々と進まない、阿久根市全体として、あなたはこや、あなた方の働いている給料の一部の考え方としてお尋ねしますと言って聞きましたからね、あなた方の給料の一部の考え方として答弁してください。阿久根高校と、国民宿舎についてはですね、全然遅々、市長の答弁はね、全然何も進んでないという感じですよ、でも現実にはもう本当に困っている状況、宿舎にしてもですね。もう困っている状況の中で何でも手つかずじゃおかしいじゃないですかと、総務課長、あんたが止めているんじゃないですか、あんたが全体の事務局長として止めているんじゃないかとかう言いましたよ。ところが、国民宿舎は財政課ですと、阿久根高校は企画課ですと、企画課がそんなら企画課に聞けばいいんですねと企画課に聞いてくださいichuうことでしたから、今聞くんですが、阿久根高校はどういう、市長の答弁はね、全然先が見えなかった、一般質問で、どんな指示を受けているんですか。

早瀬企画調整課長

先の一般質問でも市長が答弁したかと思うんですが、旧国民宿舎と旧阿久根高校とした時に、旧国民宿舎のほうは用地、建物も市のものであると、それと比べて旧阿久根高校については、県有地ということもあってどちらを先に進めるかということになると、旧国民宿舎のほう優先というような答弁をしたかと思えます。企画調整課については旧阿久根高校のほうの担当ということなんですが、一番今まで議論されてきたのが、宿泊施設の問題、国体に向けて、例えば旧国民宿舎が今度整備される場合に、従来の単価での宿泊施設、例えば100とか確保されるようであったら、旧阿久根高校のほうで合宿とか、そういう宿泊施設についての規模がまた違ってくるというのもありまして、企画調整課のほうとしては、ちょっとその辺の旧国民宿舎が例えば3万とか5万のデラックスな部屋しかないんだぞということになりますと、当然ながらじゃあ旧阿久根高校については、それなりの施設で国体にも対応しようとしてちょっとその辺がですね、なかなか我々のほうとしても見えないと言いますか、最終、財政課が管理しております、旧国民宿舎のその辺がですね、その辺の方向がなかなか決まらないとこう規模が決まらないと、これは当然、阿久根高校、あ

れだけの校舎がありますので、そこにいろんなメニューを入れ込んで行っても、最終的に県と協議する時にはじゃあその辺の宿泊、合宿所をどうなんですかとなった時に必ずまた旧国民宿舎のところが関連が出てくるというふうに思いますので、今ちょっと我々はグラブビューのほうをちょっと見守っていると申しますか、そういう段階です。

山田勝委員

いやあのね、でも例えば議会もですね、議会も2年前からね、一生懸命になって国民宿舎について特別委員会をつくってちゃんとしたじゃないですか。

国民宿舎についてもいろんな話がありましたよ、それでももう私たちはもう副議長とか議長からもうあしたでもですね、結論が出るような報告を受けているんですよ。そういう中で、何もこの前の一般質問でも何かいろんな形で出てくると思ったけど、全然出てこない、もう国体は目に見えているんじゃないですか。手を伸ばせば届くところにある国体もどれでもですね、何も前に進まないというのはおかしいと思うからこう言うんですよ。だから、今あなたに、いや私は、んならこん次は財政課長に言うて、その次は市長にもう一遍畳みかけなこの話は見えて来ないですよ、いやそれぐらい早くしないとですね、時間がないんですよと私は言うんですよ。私の人生もだけど、阿久根市も時間がないんですよと言いたいことをこういうふうに言うんです。だから、そういう話をするわけですからね。課長悪くとらないでくださいよ。阿久根のために、皆のためにと申していることですから。以上。

牟田学委員長

はい、いいですか。ほかにありませんか。

渡辺久治委員

42ページ、2款1項8目、アクネ大使、先ほど23名いらっしゃると聞いたんですけど。

牟田学委員長

25名

渡辺久治委員

25名なんですか、いろんな方がいらっしゃると思うんですけども、この前私が質問したBEATOPIAの小川紗良さんって、すごく何と言うか、興味深いと言うか、将来が楽しみと言うか、そういう方が本当利用して阿久根をまたPRできると申しているんですけど、今後その例えば小川紗良さんなんかをどんなふうにして、何かプランとか、何か上映会も予定しているという話も聞きましたけれども、その辺はどうなっているのかなというのをちょっとお聞きしたいのと、ほかに何かありましたら教えてもらいたいと思ってその23名の中にですね。

[「25名」と発言する者あり]

25名の中でこれはというのがあったら伺いたしたいと思います。

小泉企画調整課参事

それでは、小川紗良さんの件についてお話しします。今ですね、映画BEATOPIA自体は3月5日の夕張国際ファンタスティック映画祭で上映をされてます。世界配信、発信という形ですね。今まだ具体的に日程とかは調整中ですけど、阿久根、お世話になった阿久根市ということで、阿久根の中では上映会というものを計画はしております。具体的に場所はどこでいつだということについてはいろんなところと調整中であります。

早瀬企画調整課長

それとですね、このアクネ大使の方々については、東京在住の方が結構いらっしゃいます。毎年、近畿、東海、関東、阿久根会があるんですが、関東阿久根会だけが2年に1回ということで、その前段にですね、同日か前日に、東京近辺のアクネ大使の方々は集まっています。その際にいろいろと本人さんからもですね、いろんなアクネ大使の方々から、阿久根で実施できること、そういうことをまたいろいろとお話させていただきたいと思います。それと、すみません、先ほど白石委員から結婚までに至ったカップルの件につきまして、私が市民環境課のほうで調べられるのではないかと思ったんですが、これについては個人情報ということで、調べることができませんので、また何か違った形でそこはですね、確認したいと思っております。以上です。

渡辺久治委員

先ほどの小川紗良さんのことなんですけど、あの人は聞いたらおばあちゃんが阿久根の人ということで。

[「お母さん、おばあちゃんもですが」と発言する者あり]

お母さんですか、まあ阿久根に来る機会も多いと思います。ですから阿久根のいろんなイベントとか、そういうのに合わせてですね、呼ばれるなどして、広くこう阿久根市民に知ってもらえるような機会を持ってもらえんかなというのをちょっと提案したいと思います。以上です。

白石純一委員

今の課長のお話の件ですけれども、申込みされる時にですね、こういうイベントの性格上、結婚まで至った、至る際にはお名前等も出させていただき、おめでたいことですから、出させていただいて、市報等でも、あるいはこのイベントを通じてカップルになったということを紹介させていただきますというくんだりを合意いただく元でですね、申し込んでいただければ何ら問題はないと思います。たぶん最近多いテレビ等でそういう番組は結婚まで追跡取材をされています。そういった方で、形では可能だと思いますので、検討をお願いします。

牟田学委員長

よろしいですか。はい、ほかに。

山田勝委員

結婚がね、今の決まった時に、あんたたちは例えば阿久根市が5万円でも10万円でもお祝いをするということはないんですか。

早瀬企画調整課長

今のところはちょっと考えていないところです。

牟田学委員長

はい、いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際暫時休憩します。再開は20分からはじめます。

(企画調整課退出)

(休憩 14:10～14:20)

(生きがい対策課入室)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

次に、議案第27号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山元生きがい対策課長

議案第27号、平成29年度阿久根市一般会計予算中、生きがい対策課所管の主な内容について御説明申し上げます。まず、9ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。上から3行目と4行目、「食」の自立支援事業と災害援護資金貸付金は、起債により事業費の一部に充てようとするものであります。

それでは、歳出予算から御説明申し上げます。53ページをお開き下さい。第3款1項1目、社会福祉総務費は、前年度比2億2,817万8,000円の減額となっております。これは、平成28年度に実施しました臨時福祉給付金事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に係る、19節、負担金補助及び交付金の減額が主な要因であります。2節、給料から4節、共済費までは、課長、福祉係職員5名、高齢者対策係職員3名の計9名分の人件費などであります。54ページをお開きください。13節、委託料は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る費用であり、本年度は6法人での実施を予定しております。19節、負担金補助及び交付金は、市社会福祉協議会への補助金ほか、説明欄に記載の各種団体等への負担金及び補助金であります。次に、2目、心身障がい者福祉費は、前年度比3,997万8千円の増額となっており、障がい者の福祉サービスに係る20節、扶助費の増額が主な要因であります。55ページに移ります。13節、委託料は、平成30年度から3年間の施策の方針を明らかにする障がい者計画・第5期障がい福祉計画の策定業務委託や子ども発達支援センターこじかの運営業務委託など、説明欄に記載の9件分であります。19節、負担金補助及び交付金は、障がい者団体等への負担金及び補助金が主なものであります。56ページをお開きください。20節、扶助費は、前年度比2,800万円余りの増額であります。障がい者の福祉サービスに係る費用であり、10行目の生活介護費、14行目の就労継続支援費などの増額が主な要因であります。57ページに移ります。次に、3目、老人福祉費は、前年度比1,413万4,000円の増額となっております。これは、健康増進課所管分の28節、繰出金が1,000万円余り、20節、扶助費、老人保護措置費が400万円余り増額となったことが主な要因であります。8節、報償費のうち、長寿祝金につきましては、対象者として、80歳、88歳、100歳到達者、101歳以上の合計583人を見込んでおります。13節、委託料については、「食」の自立支援事業など、説明欄に記載の6件分であります。58ページをお開きください。19節、負担金補助及び交付金は、老人クラブや市の連合会への補助金など、説明欄に記載の5件分であります。20節、扶助費の老人保護措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置費であり、66名を見込んでおります。次に、5目、老人福祉センター管理費であります。前年度比261万1,000円の減額は、平成28年度に実施しました給水設備工事に係る、15節、工事請負費の減額が主な要因であります。59ページに移ります。13節、委託料は、センターの管理業務など、説明欄に記載の6件分であります。次に、6目、地域福祉対策費、25節、積立金は、科目設定によるものであります。次に、2項1目、児童福祉総務費は、前年度比380万1,000円の増額であります。60ページをお開きください。2節、給料から4節、共済費までは、児童対策係

職員3名と子育て支援センター系の職員2名の計5名分の人件費などです。8節、報償費につきましては、出生祝い金に係る費用として、第1子50人、第2子50人、第3子以降35人の計135人分を計上いたしました。また、新たに、不登校や引きこもりの子どもたちが、語り合ったり、自学自習を行ったり、悩みごとを相談する居場所を確保することで、社会とつながり、復学や就労への意欲を引き出す、「居場所づくり」事業に係る費用として、社会体験活動や創作活動等を実施する際の支援者への謝金を計上しております。61ページに移ります。20節、扶助費は、平成28年度の事業実績に基づき、ひとり親家庭医療費助成や子ども医療費などで約650万円の増額を見込み、予算計上いたしました。次に、2目、児童措置費は、児童手当であります。前年度比125万円減の、2億9,374万5,000円を計上しております。次に、3目、保育所費は、みなみ保育園の運営経費であります。前年度比277万9,000円の減額は、平成28年度に実施しました空調機器の取り換えに係る、17節、公有財産購入費の減額が主な要因であります。1節、報酬は、看護師嘱託員1名、給食嘱託員2名、保育士嘱託員12名分です。2節、給料は、園長と主任保育士の2名分です。7節、賃金は、保育士及び給食調理員の代替職員分です。62ページをお開きください。18節、備品購入費は、給食室の冷蔵庫1台を取り替えようとするものであります。次に、4目、児童館費は、主に放課後児童クラブの運営経費です。63ページをごらんください。13節、委託料は、9クラブの運営に係る費用です。14節、使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブの施設の借上料と、本年度から新たに、各クラブにAEDを設置するための費用を計上しております。次に、5目、保育施設運営費は、前年度比2,167万5,000円の増額であり、保育施設の運営に係る、20節、扶助費の増額が主な要因です。19節、負担金補助及び交付金の保育対策等促進事業費は、各保育園で実施する延長保育、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金です。20節、扶助費は、私立保育園の保育所運営費です。市内の私立保育園5園、認定こども園2園と、継続して広域入所が見込まれる市外保育園分を計上しました。次に、3項1目、生活保護総務費は、前年度比363万6,000円の増額です。1節、報酬は、本年度、新たに医療扶助の適正化に向けた取り組みとして、生活保護受給者の医療費に係るレセプト点検事務に従事する嘱託員1名分の報酬を計上いたしました。64ページをお開きください。2節、給料から4節、共済費までは、職員4名分の人件費です。13節、委託料のうち、生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援や就労支援など、自立に向けた包括的な支援を行うものであります。20節、扶助費の生活困窮者住居確保給付金は、離職により住居を喪失またはその恐れのある65歳未満の生活困窮者を対象に、原則3か月間、生活保護の住宅扶助基準に準拠した額を上限として家賃を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものであります。2目、扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費です。前年度比2,393万3,000円の減額は、生活扶助の減が主な理由です。平成28年1月時点の保護世帯数は、152世帯、206人でしたが、平成29年1月時点では、140世帯、173人と、12世帯、33人の減少となっております。今後も、保護の適正実施を基本に、生活保護者の自立へ向けた支援に努めてまいります。次に65ページに移ります。4項1目、災害救助費、20節、扶助費は、国の災害救助法に基づく災害見舞金であり、市内で5世帯以上の住居滅失があるような大規模な自然災害等により、その世帯の生計維持者が死亡し

た場合に災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合に災害障害見舞金として250万円を支給するものであります。また、単独事業分は、死亡見舞金30万円のほか、住家の全焼・流失・全壊・半焼・半壊・床上浸水等に対する見舞金であります。次に、71ページをお開きください。第5款2項1目、労働諸費、19節、負担金補助及び交付金のうち、高年齢者労働能力活用事業は、シルバー人材センターへの補助金であります。次に、113ページをお開きください。第10款4項1目、幼稚園費、19節、負担金補助及び交付金のうち、生きがい対策課所管分は、幼稚園就園奨励費補助事業及び多子世帯保育料等軽減事業であります。これは、私立幼稚園に在籍する児童の保護者世帯の所得状況や子どもの人数等に応じて、保育料等を減免する園の設置者に対し、補助金を交付することで、保護者の経済的負担の軽減を図るものであります。次に、123ページをお開きください。第13款1項1目、災害援護資金貸付金、21節、貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合で、世帯主が重症を負った場合や、住居の全壊や半壊等があった場合、申込みにより貸し付けを行うものであります。次に、歳入について御説明いたします。19ページをお開きください。第11款2項1目、民生費負担金、1節、社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済の本人負担分と老人保護措置費であります。老人保護措置費は、養護老人ホームへの措置人員66名分の本人と扶養義務者の一部負担金であります。2節、児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、公立保育園1か所と、私立保育園の入所児童に係る保護者負担金で、いわゆる保育料であります。なお、認定こども園については園において徴収いたします。22ページをお開きください。第13款1項2目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金は、説明欄記載の事業に対する負担金であり、23ページに移りまして、介護給付費については2分の1を国が負担するもので、前年度に比べて900万円の増額となっております。2節、児童福祉費負担金のうち、保育所運営費は、私立保育園分保育所運営費であり、国の負担は2分の1であります。前年度に比べて1,000万円余りの増額となっております。児童扶養手当は、国が3分の1を負担するものであり、児童入所施設措置費は、国の負担は2分の1であります。3節、児童手当給付費負担金は、児童手当に係る国の負担金であります。4節、生活保護費負担金は、生活保護費の国庫負担金で、負担率は4分の3であり、前年度に比べて2,000万円余りの減額となっております。また、生活困窮者自立支援事業負担金についても同率の負担率であります。次に、2項2目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金は、前年度比で約2億200万円の減額であります。これは、平成28年度に実施した、臨時福祉給付金給付事業費及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費に対する国庫補助分が減額となったことが主な要因であります。24ページをお開きください。2節、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金は、延長保育、一時預かり事業、放課後健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の国庫補助金であります。9目、教育費国庫補助金、4節、幼稚園費補助金は、幼稚園就園奨励費に対する国庫補助金であります。3項2目、民生費委託金、2節、児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費であります。25ページに移ります。第14款1項2目、民生費県負担金、1節、社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金を除いたものが生きがい対策課所管分であります。主に障がい者自立支援事業に係るものとして、介護給付費、訓練等給付費などの各事業に充当するもので、県負担は4分の1です。2節、児童福祉費負担金は、私立保育園の運営費及び児童入所施設措置費に充当するもので、県の負担は4分の1であります。3節、児童手当給付費

負担金は、児童手当に係る県負担金であります。4節、生活保護費負担金は、行路病人医療費は全額県負担、居所不明者分扶助費は、国が4分の3を負担し、県が残り4分の1を負担するものであります。6節、災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるもので、県負担は4分の3であります。26ページをお開きください。2項2目、民生費県補助金、1節、社会福祉費補助金では、重度心身障がい者医療費助成事業費が主なものであり、県の補助率は2分の1であります。2節、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1、乳幼児医療費助成事業費ほか2事業の補助率は2分の1であります。27ページに移ります。9目、教育費県補助金、4節、幼稚園費補助金の多子世帯保育料等軽減事業費の補助率は2分の1であります。29ページをお開きください。第15款1項2目、利子及び配当金のうち、説明欄の上から10行目の地域福祉基金7万9,000円が生きがい対策課所管分であり、平成28年度末の基金残高見込みは7,236万4,384円であります。31ページをお開きください。第19款5項4目、雑入、2節、団体支出金のうち、生きがい対策課所管分は、国保連合会障害児給付費交付金であり、子ども発達支援センターこじかに係る交付金であります。20節、雑入のうち、説明欄一番下の延長保育事業利用料から、32ページをお開きいただき、上から2行目、保育所職員給食費負担金までは、みなみ保育園での事業に係るものです。3行飛ばしまして、相談支援事業ほか団体負担金は、障害者総合支援法の中の地域生活支援事業として長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金を受け入れるものであります。地域活動支援センター事業ほか団体負担金についても、社会福祉法人黒潮会に委託して長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金であります。下から8行目、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護の扶助費に係る返還金であります。33ページに移ります。説明欄下から11行目、後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金は、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。34ページをお開きください。第20款1項2目、民生債、2節、老人福祉債の「食」の自立支援事業債は、高齢者の訪問給食サービスのうち、調理関係費用について過疎債を活用しようとするものであります。5節、災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時に対応するものであります。以上、生きがい対策課の所管に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

大田重男委員

60ページですね、3款2項1目8節、この報償費の中でですね、学校や仕事に行けない子の居場所づくり事業支援者謝金、これも総務文教委員会で不登校問題を取り上げていたわけなんですけど、この辺のことをもう少し、ちょっと詳しく教えてもらえないですか。

山元生きがい対策課長

この居場所づくり事業につきましては、今回、現在学童クラブを実施しております阿久根小の学童クラブの会場となっております中央児童館を活用いたしまして、学校に行けない不登校の子供さんですとか、家に閉じこもっている若者、こういった方々を対象に家から出ていただいて過ごしていただけるような居場所をつくらうということで学童クラブに活用していない午前中の時間を活用して、そこを居場所として使っていただくというふうに考えております。通常は大体週2回程度、現在、生きがい対策課におり

ます家庭相談員がそこに常駐するような形で、そこで相談を受けたりいろんな自学自習ですとか、子供さんたちに過ごしていただくというようなことを考えております。今回ここで報償費として計上いたしましたのは、月に2回程度いろんな体験活動、こういったことを行う際に協力していただく方々への謝金ということで計上させていただいたところでございます。以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

54ページですね、社会福祉費、13節、委託料、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング、6法人ということだったんですが、たしか去年ですよ、私が12月議会でしたかね、話をしたんですけれども、市の職員で十分いけるんじゃないんですかね。法人に委託せないかん決まりになってるんですか。

山元生きがい対策課長

これについては、法人に委託をしなければならないということではございません。ただ、極めて、やはり各法人の運営状況ですとか財務状況のチェックですとか、そういった専門的な部分もあるということで、そういう社会福祉法人に対する指導監査とあわせていろんな法人運営に関する、法人の方向けの研修を開催していただくとか、そういったことも含めてこの委託事業の中でお願いしているところでございます。

山田勝委員

例えば社会福祉法人の監査に、指導監査に行かれるときにですね、県の職員も行くんですよ。県の職員も行く、阿久根市の職員も行く、プラスアルファどういう方かわかんけど入られるということですよ。県の職員が、私、そこまで無駄なことをせないかんのかなと思うんですがね。阿久根市の職員でも十分だと思いますよ。何でかって、私言ったでしょ、県の職員と阿久根市の職員がいろいろちゃんとやりますよと。でも、あと一緒に来られた方は名前も付けない方がけちをつけるだけだった。そこづい言わなくてよかがて県の人と言うぐらいいろいろけちをつけるんですよ。無駄ですよ、そんなのは。だから阿久根市の人だけでいいんじゃないですか。阿久根市と県の職員だけで。それでも何かあったらですね、あるいは監査委員がおったり議会があったりするわけですから、結局279万円、全く出さんでもいい金を出さないかんちゅうことになりますよ。

山元生きがい対策課長

この指導監査につきましては、県と市と、あとこの一緒に何うわけなんですけれども、県のほうは施設に関する監査を行うということで、市のほうは社会福祉法人の運営状況に関する監査ということで、役割としては分かれています。同じ法人に行くということで一緒に入っているような状況でございます。その中でコンサルティング委託を行っている業者については、市の行う運営状況に関する法人監査に入ってもらおうということで考えております。入る際は委託の方についてもしつかり名前等は明らかにした上でですね、お話を何うというふうにしようということで考えているところでございます。なかなか、まだ市の職員だけでというお話でございますけれども、この市のほうでもいろんな監査の、社会福祉法人の監査業務について、県が主催をしております研修会に参加をしたりして能力向上に努めてはいるところではございますけれども、引き続き私もとしましては、コンサルを、委託を行いながら職員についても能力向上にですね、あわせて努めてまいりたいというふう考えているところでございます。

山田勝委員

そしたら、これをしたらですね、市の監査は受けないんですか。阿久根市の監査は受けないんですか、この件について、社会福祉法人の。

山元生きがい対策課長

これは市の監査を行う際に同行してもらおうということで、委託として計上しているところでございます。

山田勝委員

事業を、公金の税金を出すことについてですね、市の皆さん方が十分だと思いますよ。しかも県のしが一緒におってですね、十分だと思いますよ。だからコンサルティングの方々が来ればですね、去年はですよ、名前も付けない、けちをつけるだけ。もう嫌ですよ、あんなのじゃってというような方ではですね、私はいけないと思います。だから皆さんが自信を持ってやらんこて。いつも言うように。市民から税金を預かってる、仕事を預かってる意識であればですね、責任を持ってやれると思いますよ、皆さんは。そんな自信がないんですか、政治を実行することについて。指導を受けなければならないんですか。自分たちで勉強せないかんですよ、そういうことがないように。どっかわざわざお金をですね、2百何万も70万も使ってするよりも、自分たちで勉強して自分たちでちゃんと言われないうにすればいいわけを、しないから誰かに振るんですよ。私はよくないと思いますよ。だからことしもこうやりますよって、責任を転嫁するだけです。皆さんが責任を持ってやればいい、担当はちゃんと。だから、あとわからない分については私たちにいろんなニュースが入ってくるところにはね、ちゃんと行きますよ。そして例えばいつも言うように、国から、例えばいろんな保育園の、保育士の待遇を改善するとか何とかいったときには、申請するのを待たないでですね、こういうのがありました、申請しなさいと言って施設に言えばいいわけですよ。ところが申請するのが、申請すつとか、せんとこはなかどというような態度でいるからこういうことになんですよ。だからとにかく、ことしはこれでやったらいいですよ。でも私たちは私たちでちゃんとチェックしますよ。あなた方が自分の自信を持ってやらないからこういうこと、無責任に振るんですよ、民間に。そう思いませんか、課長。そんな甘くないんだよ、世の中は。税金を使うんだから。お金を使うんですよ。その分だけどこかにまたふれる。金がないから辛抱しなさい、辛抱しなさいと。上がってきたら50パーセントカットで。そういう中ですね、無駄づかいせんでください、無駄づかいを。自分たちで責任を持ってやってくださいよ、まず。以上です。責任の転嫁はせんでくださいね。

牟田学委員長

いいですか、ほかにありませんか。

濱田洋一委員

57ページの3款1項3目13節の委託料の中の「食」の自立支援事業のことについて、ちょっとお伺いしたいんですが、この事業につきましては、今、二つの事業所に委託されてるかと思うんですけども、利用者数というのは今現在どれぐらいになっているんでしょうか。

山元生きがい対策課長

この「食」の自立支援事業の利用者につきましては、28年度の現時点での実績といたしましては、大体月平均で148人、食数で4,280食（訂正あり）というような状況でございます。

濱田洋一委員

業務内容としましては、配食と利用者の方の安否確認ということであるかと思うんですけれども、安否確認というのはどの程度まで事業者の方にお問い合わせしてあるんでしょうか。

迫田高齢対策係長

お答えします。安否確認の場合は弁当を、空弁当を回収すると同時に本人がいるかいないかということでおうちの中のほうに声をかける。おうちの中に在宅が確認できない場合は、周りの屋敷とかですね、ちょっと隣近所があるところがありましたらそこに確認をするというような形でやっております。

濱田洋一委員

例えば配食をされて、いつもの時間帯に、大体同じ時間帯に配食されると思うんですけれども、その時にたまたま不在で利用者がいらっしゃらなかったとしたときに、そのときの対応というのは、近所の方々にちょっと話をしてもどこに行かれたかわからないというようなことがあるかと思うんですけれども、そういう事案というか、そういうのはありますでしょうか。

迫田高齢対策係長

そういう事態もたまにはあります。事前に本人さんが病院に行くとかどこか旅行に行くとかというときは、必ず連絡を事業所のほうにするようになっております。もしくは、また市のほうにも連絡が来たりします。それでもなおかつ不明というような場合は、近親者の連絡表を事業所は持っておりますので、そちらのほうに、どこに行ったんだろうとか、そういう情報を知らないですかというところまでは聞くようになっております。以上です。

濱田洋一委員

わかりました。ありがとうございます。

牟田学委員長

いいですか、ほかに。

中面幸人委員

ページ数56ページのですね、3款1項2目の19節、

牟田学委員長

56ページですか。

中面幸人委員

56ページですね。3款1項2目19節、

牟田学委員長

19節はないんですけど、12節。

中面幸人委員

一番上に書いてありますよ、地域づくり活動支援事業って、見えませんかね。

牟田学委員長

はいはい。

中面幸人委員

わかりましたか。この件でちょっと質問いたします。各所管でですね、こういう地域づくり活動支援事業というのを、予算を組んであります。生きがい対策も20万組んであるんですが、生きがい対策課としては、この事業はどんなものに使われるんですか。

山元生きがい対策課長

生きがい対策課といたしましては、地域の福祉づくりに寄与するような取り組みに対して助成ということで、今回福祉関係の団体1件分を予算計上させていただいたところでございます。

中面幸人委員

具体的にどういう、福祉関係と言いますと、団体と言いますとどういうやつですか。

山元生きがい対策課長

ここにつきましては、出水養護学校を卒業された卒業生の方々でつくってらっしゃる障がい者の方々の学級活動をされてらっしゃるところがあるんですけども、その部分につきましては、その活動に対しての支援ということで地域づくり活動支援事業という形で今回計上させていただいたところでございます。

中面幸人委員

これは例えば福祉関係だから、例えば地域でやっぱりそういう福祉関係というか、そういう使える部分もあるんですかね。例えば、いきいきサロンとかああいうのは別ですか。何かそういうとか、何かそういうのも使えるんですか。

山元生きがい対策課長

いきいきサロンにつきましては、それぞれの地区で活動していただいておりますけれども、これについては別の事業等もございまして、この地域づくり活動支援事業の対象には現在含めていないところでございます。ただ今後、そういった活動がある場合には、この活動の該当するかどうかということで照らして、該当するようなものがもしあればこの予算を活用していければというふうに考えているところでございます。

中面幸人委員

ほかの所管でもですね、こういう事業を予算化してありますので、できればなかなか市民の方はですね、わからないと思うんですよね。ただ、やっぱり各所管でもですよ、こういうこの事業についてはこういうのを使えますよとかですね、そういう事例みたいのをですね、やっぱり私はせっかくこうして今、いい事業なわけですから、そういうふうにやっぱり各所管でこういうのに使えますよというような、やっぱり市民にも周知する必要があります、せっかくだからですね。ただ飾り的なものじゃなくて、たまたまここはそういうふうに養護学校のOBの方がそういう組織で利用されているということで上がっていると思うんですが、そういうほかにも使えるんであったら、こういう私の生きがい対策課では、この事業をこういう例にも使えますよというのはやっぱり私はそういう周知も必要ではないかと思いますが、それも検討してみてください。

次にですね、60ページですね、3款2項1目の8節、高年齢者労働能力活用事業、先ほどの説明でシルバー人材センターの補助金ということでございますが、各地域にですね、やっぱり高齢化が進んでですね、もちろんシルバー人材センターに登録をしている会員の方ですね、こういう人たちも助かりますし、また今度は一次産業であったり、またあるいは各世帯でもですね、いろんなそういう人材センターを活用しているわけなんですけど、市からもですね、このように今、1,190万円の補助金が出てるんですけど、この補助金というのはどういう使われ方をしておりますか。そういうことも分かった上でですね、市民もわかった上でやっぱりいろいろな人材センターのですね、活用にもつなげてもらいたいと思いますので、その辺どういうことに使われてるのか教えてください。

牟田学委員長

中面委員、ページ数をもう一度。

中面幸人委員

ごめんなさい。ページ数は71ページでした。ページ71ページですね、5款2項1目の19節です。失礼しました。

山元生きがい対策課長

お答えいたします。この事業につきましては、高齢者の雇用促進につながる事業ということでシルバー人材センターへの運営補助ということで行っているところでございます。内容といたしましては、シルバー人材センターで行っております活動運営費ですとか、高齢者活用現役世代のサポート事業、こういったシルバー人材センターで行っております事業の補助という形で1,190万円を交付しているところでございます。

中面幸人委員

ちょっとわかりづらいんですけども、例えばシルバー人材センターの運営費に使われているわけですか。例えば、結局シルバーを頼めばお金を払いますよね。その中には、実際登録会員がもらっているお金プラス手数料みたいなものを取られるわけなんですけれども、例えば、人材センターの職員もおりますよね。そういう人たちなんかの運営費にも当てられているんですか。

山元生きがい対策課長

会員の皆様、シルバー人材センターのほうにはそういう請け負われた事業のうちの一部が手数料として入ってまいりますので、その手数料収入と、あとこの市からの補助金等でシルバー人材センターの運営がなされているというような状況でございます。

中面幸人委員

シルバー人材センターの活用というのはですね、高齢者の方も、そうですね、80過ぎの方も会員登録をされて、現役できばってらっしゃる方もいらっしゃってですね、人材センターというのもいいし、また今度は頼む方もですね、助かっているわけなんですよね。その中で、現在はですね、いろいろ農作業に限れば、農作業の繁忙期には人材センターにお願いしてもいない、足らない状況のときもあるんですけれども、やはりこのように市からもですね、補助金が出されているわけですので、今、以前はシルバー人材理事長が市長であったのが、今、民間に変わりましたよね。そういう意味でもですね、やはりその辺あたりの状況ですね。どちらも登録された会員も助かるし、また使うほうも助かるわけですから、その辺の需要供給ですか、その辺あたりをやっぱりしっかりとやっぱり行政側としてもですね、立ち入って、やっぱり調査等も私はすべきじゃないかなと思っておりますけども、その辺あたりはどうなってるんですか。もう任せっきりでですか。

山元生きがい対策課長

シルバー人材センターの役員として、生きがい対策課長も加わっておりますので、そういった中でいろんな運営に関する協議とかそういったところには参加をしている状況でございます。今ございますように、利用促進という部分ではセンターの中でもやはり会員の拡大というのが一つのテーマにはなっておりますので、そういった会員の拡大に市としても一緒に取り組みながらシルバー人材センターがですね、ますます活躍していただけるように私たちも支援していければというふうに思っているところでございます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

60ページ、2項児童福祉費、18節、出産祝い商品券についてお尋ねします。1子、2子、3子とありましたけれども、幾らずつ今、1子、2子、3子にはお祝い金をやっ
てるんですかね。

牛濱生きがい対策課長補佐

お答えいたします。第1子に3万円分、第2子に5万円分、第3子以降の子に10万円分を支給しております。

山田勝委員

第3子以降は10万円ということで、第3子目が10万円、第4子目が10万円、第5子目としたら結局30万、あとは10万ずつなんですね、10万ずつ。私の知っている人がですね、何人か5人生まれた人がいるんですよ、私の知ってる人でですね。だから、5人目は5人目なりに差をつけてやらな、例えば3人目に30万やれば4人目には40万、じゃんかった、10万円ずつ乗せてやるぐらいの気持ちにならないと、昔、戦前はですね、12人持てば表彰状をくれごらっ時代があったですよ。だからやっぱりね、なんでかっていったら、これだけ人間が減ってきて、私は先日、前の市報を見てものすごくうれしかったんですが、初めてです、あんなに生まれた、おめでた欄にたくさん
の人数が載ったというのですね。ほとんど10人以下の中でかなりたくさん載ってましたよ。だからやはり阿久根で産んで暮らしたい、阿久根で生活をしたい、子供を産みたいというためには、やっぱり3人目に10万だと4人目は20万、5人目は30万という具合に私はふやしていってもですね、それなりにちゃんともとは取りますよ。地方交付税でちゃんと基準需要額が上がってくるじゃないですか。そして、その子供たちはいつかは子供を産んでない人、子供の少ない人たちの面倒を見てくれるんですよ。だからことはこれですから、今後の問題としてはね、課長、担当係長、十分考えられると思う。みんな賛成しますよ、一人も反対しません、議会は。どうですか。今、検討はせんでんよかっじよ。今後検討すつて言えばよかんよ。前向きに検討すると言えよかんよ、わいがどひここで語ったてどげんもできなよ。

牟田学委員長

14番、ちょっと静かに。

山元生きがい対策課長

今、議員のほうからいただきましたお話を受けて、私どもでもまた考えてまいりたいというふうに思います。

山田勝委員

ぜひ考えてね、そして阿久根市は5人目には何十万くらっどというのをね、新聞にもテレビで子を産ませる子育てないかっていう特集記事を取り組むぐらいやらないと注目されないよ。ということです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第27号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課退室)

(休憩 15:12~15:25)

(健康増進課入室)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。次に、議案第27号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

それでは、議案第27号のうち、健康増進課、地域包括支援センター及び大川診療所所管分の主なものについて御説明申し上げます。予算書の54ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。第3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費、28節、繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、事業勘定分の5億2,182万4,000円のうち、保険基盤安定分が、1億2,830万円、職員給与費等分が、5,418万8,000千円、出産育児一時金等分が、616万円、財政安定化支援事業分が、3億3,317万6,000円、対前年度3,268万2,000円の減で、特別会計の医療費については3か年平均、国保連合会や支払基金への拠出金や交付金は示された額で計上した結果、歳入不足分が前年度当初より減少したものであります。なお、法定外分は、2億8,137万5,000円であります。また、直営診療施設勘定分として、不足する財源として1,695万5,000円繰り出すもので、対前年度57万5,000円の減であります。次に、58ページになります。3目、老人福祉費、19節、負担金補助及び交付金のうち、低所得者利用者負担対策事業10万円は、低所得で生計が困難である者に介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担を軽減する場合の補助金であり、20節、扶助費のうち、低所得者利用者負担対策事業1万円は、ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障がい者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合の軽減措置分であります。28節、繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、事業勘定分の4億5,346万3,000円のうち、介護給付費分が、3億4,348万7,000円、地域支援事業の介護予防事業分が、1,110万4,000円、地域支援事業の包括的支援事業分が、1,167万4,000円、職員給与費等分が、3,331万2,000円、事務費分が、4,699万2,000円、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分1ずつの負担割合で繰り出す、低所得者保険料軽減分が、689万4,000円、対前年度1,326万9,000円の増で、介護予防サービスのうち訪問介護、通所介護が本年4月から総合事業へ移行することなどに伴い、増額となりました。また、介護サービス事業勘定分として、事務費分が124万1,000円で、対前年度260万9,000円の減であります。次に、59ページになります。8目、後期高齢者医療費、19節、負担金補助及び交付金は、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金であり、共通経費として広域連合の組織運営に要する広域連合一般会計分が148万8,000円、その他負担金として、広域連合の人件費などを含めた保険給付に要する広域連合特別会計分が、897万3,000円であります。この負担金につきましては各市町村均等割が10パーセント、高齢者人口割50パーセント、人口割40パーセントで負担するものであります。また、後期高齢者広域連合療養給付費3億8,990万8,000円は、本市の後期高齢者の療養給付に要する経費の見込額の12分の1の額を負担することとされており、広域連合が示した額を負担金として計上したものでございます。総額として、対前

年度293万7,000円の減であります。28節、繰出金1億4,140万1,000円は、低所得者の保険料軽減分を保険基盤安定分として、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す、県が4分の3、市が4分の1の負担割合による合計額1億3,922万8,000円と、後期高齢者医療特別会計事務費分の217万3,000円の合計額であります。次に、65ページになります。第4款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費は、職員20名の人件費と母子保健事業に係る経費が主なものであり、対前年度626万2,000円の増は、職員2名の増によるものが主な要因であります。8節、報償費は、1歳6か月児健診ほか、説明欄にある各種健診時における医師等の謝金が主なものであり、66ページの13節、委託料は、在宅当番医制事業や1人、14回分に係る妊婦健診業務の委託料が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金のうち、夜間一次救急診療所運営費負担金442万7,000円は、出水総合医療センター野田診療所内に開設された夜間一次救急診療所の運営費に対する負担金であり、全体の必要額1,900万円に実績割23.3パーセントを乗じた額を計上したものであります。また、病院群輪番制病院事業666万6,000円は、休日・夜間における入院、手術を要する重症救急患者のための救急医療施設運営費の補助金であり、基準額2,687万5,500円に人口割24.8パーセントを乗じた額を計上したものであります。20節、扶助費は、未熟児養育医療費に係る医療の給付分であり、25万円の6名分を見込計上しました。これは、出生時体重が2,000グラム以下の新生児で生活力が特に薄弱なため医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うものであります。次に、67ページになります。2目、健康増進費は、保健師嘱託員1名の報酬、長期臨時職員1名の賃金や、各種がん検診業務などの13節、委託料が主なものであり、対前年度859万2,000円の減は、乳がん検診が国の方針により2年に1回の推奨を強化したことにより平成29年度においては、対象が平成28年度の未受診者のみとなること、また、同じく国の方針を受け、視触診を取りやめることによる委託料単価の減額により、大幅な減が見込まれることが主な要因であります。しかしながら、受診率向上策としては、子宮頸がん、乳がんの節目年齢検診については、自己負担金を無料にして実施いたします。また、健康診査業務委託のうち歯周疾患検診につきましては、平成28年度新たに実施した20歳、30歳の若年層の節目年齢の方も引き続き対象として実施いたします。ピアノ警備業務については、34年ぶりに本市で開催されることが決定しました、夏期巡回ラジオ体操における伴奏用ピアノ設置に伴う警備業務が新たに生じたことによるものであります。3目、予防費は、68ページの予防接種に係るワクチン代の11節、需用費とインフルエンザ、高齢者肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎などの個別予防接種の13節、委託料が主なものであり、対前年度85万3,000円の増は、昨年10月から定期接種となった0歳児のB型肝炎ワクチン接種の追加及び委託料単価の見直しによるものが主な要因であります。予防接種の時期や対象者につきましては、個別に周知を図り、接種率の向上に努めることとしております。69ページになります。6目、保健センター管理費は、保健センターの維持管理に係る経費であり、光熱水費の11節、需用費や浄化槽清掃業務などの13節、委託料が主なものであります。

次に、20ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第11款、分担金及び負担金、2項4目、衛生費負担金は、未熟児養育医療費に係る保護者負担金4万3,000円の6名分であります。第12款、使用料及び手数料、1項3目、衛生使用料のうち、保健センター土地占用料1,000円は、保健センター敷地内にある九

電柱の土地占用料であります。22ページになります。2項3目、衛生手数料、1節、保健衛生手数料は、狂犬病予防接種に係る注射済票交付手数料などであります。23ページになります。第13款、国庫支出金、1項2目、民生費国庫負担金、5節、国民健康保険医療助成費負担金は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が、保険者支援分として国から交付されるものであり、平成28年度の実績をもとに見込み計上いたしました。7節、低所得者保険料軽減負担金は、介護保険の所得段階が第1段階に該当する被保険者の保険料軽減分に係る2分の1の額であり、3目、衛生費国庫負担金は、未熟児養育医療費に係る国の負担分であり、総養育医療費から保護者負担金を控除した額の2分の1の額であります。25ページになります。第14款、県支出金、1項2目、民生費県負担金、1節、社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金、後期高齢者の分になりますが、1億442万円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者への軽減分の保険基盤安定分として、4分の3の額を計上いたしました。5節、国民健康保険医療助成費負担金は、保険税軽減分として国民健康保険被保険者の低所得者に対する軽減分の4分の3の額と、保険者支援分として平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の4分の1の額を見込み計上しました。8節、低所得者保険料軽減負担金は、介護保険の保険料軽減分に係る4分の1の額であり、3目、衛生費県負担金は、未熟児養育医療費に係る4分の1の額になります。26ページになります。2項2目、民生費県補助金、1節、社会福祉費補助金のうち、低所得者利用者負担対策事業費8万2,000円は、低所得者利用者負担対策事業に係る4分の3の額であります。3目、衛生費県補助金のうち、健康増進支援事業費116万円は、健康診査事業、健康教育事業などの事業経費に係る国と県の補助金であり、基準額の3分の2の額であります。28ページになります。3項2目、民生費委託金、1節、社会福祉費委託金のうち、市町村権限移譲交付金17万9,000円は、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や免許証等の交付事務などに係る交付金であります。29ページになります。第15款、財産収入、1項2目、利子及び配当金のうち、下から8行目、高額療養資金貸付基金の利子1,000円を計上しました。31ページになります。第19款、諸収入、5項4目、雑入、2節、団体支出金のうち、後期高齢者健診業務広域連合補助金229万9,000円は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用の広域連合からの補助金であり、集団健診550名分を見込計上しました。20節、雑入、32ページになりますが、上から3行目のがん検診費用徴収金456万円は、肺がん検診や子宮頸がん検診、乳がん検診などの検診に係る本人負担分であり、2行下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金12万円は、肝炎ウイルス検診と骨粗しょう症検診の本人負担分であります。34ページになります。第20款、市債、1項3目、衛生債のうち、夜間一次救急診療所運営事業債400万円は、夜間一次救急診療所運営費負担金に係る財源として計上したものでございます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

67ページあたりに多分、報償費かな、子宮頸がんの件なんですけども、まだワクチンの補助をやってるんですか。子宮頸がんワクチン。検診じゃなくてワクチンのほうの補助というのはまだやってるんですかね、阿久根市は。

児玉健康増進課長

子宮頸がんワクチン、個別受診のときのワクチン代には入っています。個別受診で実施をしております。すみません、予防接種になりますので、個別予防接種の子宮頸がんワクチンの、これはワクチン代に入っております。

竹原信一委員

子宮頸がんワクチンによって全身まひになってるという症例も報告されてるわけですよ。そしてこれが不妊の原因にもなると言われている。そういったことを、そうする一方では阿久根市では産まれる子どもに補助金を出しなさいみたいな話をしてると。どうもそこら辺のバランスというのが非常に悪いわけですよ。国が認めたワクチンだからみたいなところでどんどん進めるというのはどうなんですかね。それを再検討する場というのは実際は阿久根市役所の内部にはないんですか。どうなんでしょう。

児玉健康増進課長

以前からこのお話はあったかと思えます。市が独自にこれを取りやめるというのはなかなかできないのかなと考えております。実際、これについては実績が昨年度も、その前も、ちょっと実績はございません。市としてこれを受けていただきたいというような個別の通知も今のところは出してはいないところでございます。以上であります。

竹原信一委員

そうですね。そういったことから（聴取不能）たいということは言ってない。でも積極的に金を出す。全く意味がわからない。バランスがとれない。流れを急に変えるわけいかんという意味にしか見えないですね。あなたに今、言ってもしょうがないんだろうけども、どうもおかしい、やっとなることが。以上です。

牟田学委員

ほかに。

白石純一委員

67ページ、4款1項2目13節委託料、これに直接のものではないんですけれども、健康審査業務等がございしますが、一般質問で申しました我が市の健康診断受診率がかなり低レベルだということで、これらの委託料、もしくはそれ以外のところですね、どうにかして受診率を上げる、できるだけ多くの市民の方に受けていただくというような取り組みが、取り組む方法がですね、具体的に予算として組まれている部分はあるんでしょうか。

児玉健康増進課長

直接的に予算の中では今回は組んではございません。ただ例年、例えば8節の報償費の中に謝金、ここに保健推進員の謝金がございしますが、保健推進員の方々に健診の通知票をお配りをお願いしていると、受診票ですね、すみません、予審票です。この保健推進員の方々にそういったものをお配りをお願いして、その際に健診を受けていただきたいというふうなこともお願いをするように取り組みはしているところでございます。

白石純一委員

その活動は、ここ数年やられているわけであれば、今回新たに何か新しくさらに受診率を上げる取り組みをされるということではないわけですよ。

児玉健康増進課長

委員がおっしゃられるとおり、今の保健推進員の方々には例年同じということで取り

組みはしているところがございます。その中でさらに今回、平成29年においてもお願いをするということで予定しておりますので、委員が今までおっしゃられるとおりに受診率も下がっているというようなお話もして、さらに保健推進員の方々にもお願いはしていきたいと考えております。

白石純一委員

ここ数年、恐らく掛け声はされてると思うんですけども、それでもやはり上がらないというのは何らかのやはり抜本的な呼びかけの方法だとか、例えば何らかの、よその自治体ではですね、ポイントを付与してるというようなことも伺うこともございます。そういった何らかの抜本的な方法を、予算組みをちゃんとつけてしない限り、なかなか受診率は上がらないと。それにかけた予算以上に医療費が下がるということが他の自治体等でも実証されているのであればですね、ぜひそういった取り組みも検討していただきたいと思います。以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第27号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(健康増進課退室)

牟田学委員長

ここでお諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、本日はこれにて散会します。15日は午前10時より再開します。

(散会 15:48)

予算委員会委員長 牟田 学